NISSAY
ASSET MANAGEMENT

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2026.09.29

# ニッセイアメリカ高配当株ファンド
# （毎月決算型）／（年２回決算型）

## 愛称：ＵＳドリーム（毎月）／（年２回）

追加型投信／海外／資産複合

課税上は株式投資信託として取扱われます。

◆本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

◆「ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）／（年２回決算型）」は、主に外国の株式、ＭＬＰおよび不動産投資信託証券を投資対象としますので、組入株式の価格の下落または発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響、組入ＭＬＰの価格の下落または発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響、組入不動産投資信託証券の価格の下落または発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

◆本書により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2026年9月28日に関東財務局長に提出しており、2026年9月29日にその届出の効力が生じております。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

| | |
|---|---|
| 発行者名 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長　　大関　洋 |
| 本店の所在の場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目６番６号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

# 目　　次


第一部【証券情報】・・・

# 第一部【証券情報】

## （１）【ファンドの名称】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

上記ファンドの愛称として、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）を「ＵＳドリーム（毎月）」、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）を「ＵＳドリーム（年２回）」ということがあります。

以下、上記のそれぞれをまたは総称して「ファンド」または「ニッセイアメリカ高配当株ファンド」ということがあります。また、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）を「毎月決算型」、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）を「年２回決算型」ということがあります。

## （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①　契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

②　委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

## （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

## （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上１万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

## （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3％（税抜3.0％）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○　手数料率は変更となる場合があります。

申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

## （６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2026年9月29日から2027年3月23日まで

○　継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　０１２０-７６２-５０６

（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ　　https://www.nam.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　０１２０-７６２-５０６

（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ　　https://www.nam.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

②　ファンドの特色

**1米国株式等に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。**

●米国の金融商品取引所に上場している相対的に配当利回りの高い「株式（優先株式を含みます）」、「MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とします。

> MLPとは
> ・米国で行われている共同投資事業形態の1つで、米国の金融商品取引所で取引されています。
> ・MLPの多くは、天然資源の採掘・精製・輸送等に関連する事業を行っています。

●実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ※を行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

**2米国株式等の実質的な運用はフランクリン・テンプルトン・グループのクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーが行います。**

●ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」および「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ※方式で運用を行います。

※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

●「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

**3「毎月決算型」と「年2回決算型」があります。**

●「毎月決算型」は、原則として、毎月28日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。

●「年2回決算型」は年2回（6・12月の各28日。休業日の場合は翌営業日）決算を行います。

❗将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## 分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。




●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

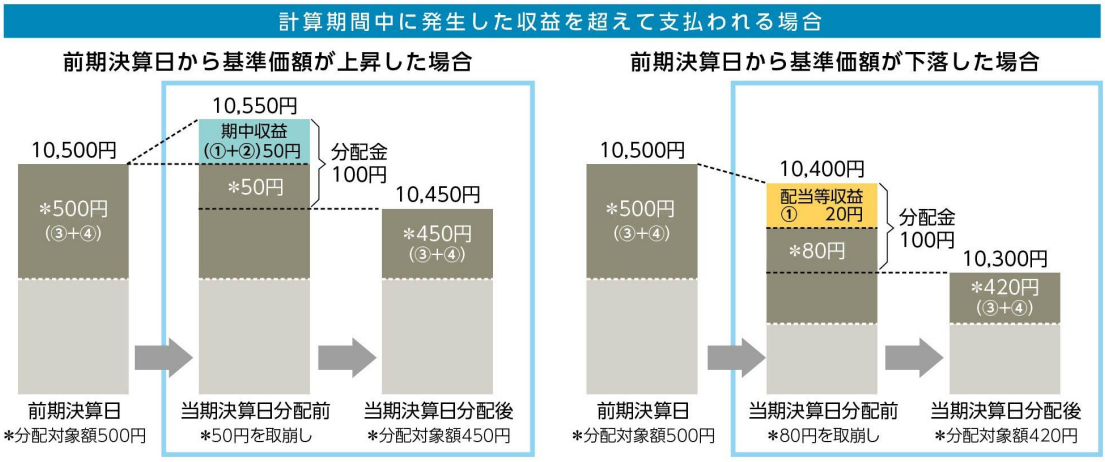


●分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
収 益 調 整 金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

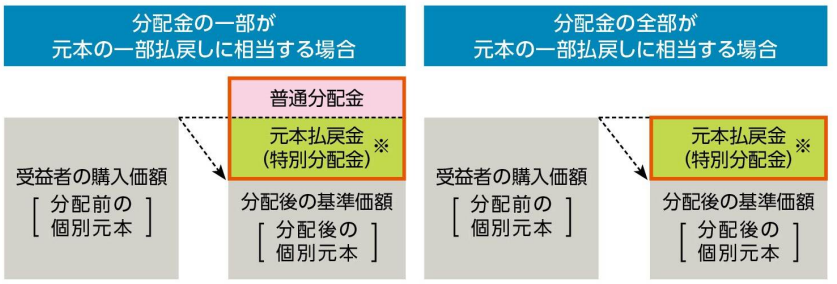


※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

③　信託金の上限

各ファンドにつき、3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④　ファンドの分類

追加型投信／海外／資産複合に属します。

○　課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単　位　型<br>追　加　型 | 国　　内<br>海　　外<br>内　　外 | 株　　式<br>債　　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　　）<br>資産複合 |

属性区分表　　「毎月決算型」

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br><br>不動産投信<br><br>その他資産<br>（投資信託証券<br>（資産複合<br>（株式・その他資産<br>（ＭＬＰ）・不動産投信）資産配分変更型））<br><br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br>年２回<br>年４回<br>年６回<br>（隔月）<br>年12回<br>（毎月）<br>日　々<br>その他<br>（　　） | グローバル<br>日　本<br>北　米<br>欧　州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>（中東）<br>エマージング | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・ファンズ | あ　り<br>（　　）<br>な　し |

属性区分表　　「年２回決算型」

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br><br>不動産投信<br><br>その他資産<br>（投資信託証券<br>（資産複合<br>（株式・その他資産<br>（ＭＬＰ）・不動産投信）資産配分変更型））<br><br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br>年２回<br>年４回<br>年６回<br>（隔月）<br>年12回<br>（毎月）<br>日　々<br>その他<br>（　　） | グローバル<br>日　本<br>北　米<br>欧　州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>（中東）<br>エマージング | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・ファンズ | あ　り<br>（　　）<br>な　し |

商品分類表

| | |
|---|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 資産複合 | 目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| | |
|---|---|
| その他資産<br>（投資信託証券<br>（資産複合<br>（株式・その他資産（ＭＬＰ）・不動産投信）資産配分変更型）） | 目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、ファンドの実質的な運用を投資信託証券にて行う旨の記載があるものをいう。<br>目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。<br>目論見書または約款において、主として株式、ＭＬＰおよび不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。 |
| 年12回（毎月） | 目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 年２回 | 目論見書または約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 北米 | 目論見書または約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいう。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 資産運用業協会ホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

**（２）【ファンドの沿革】**

2013年7月10日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

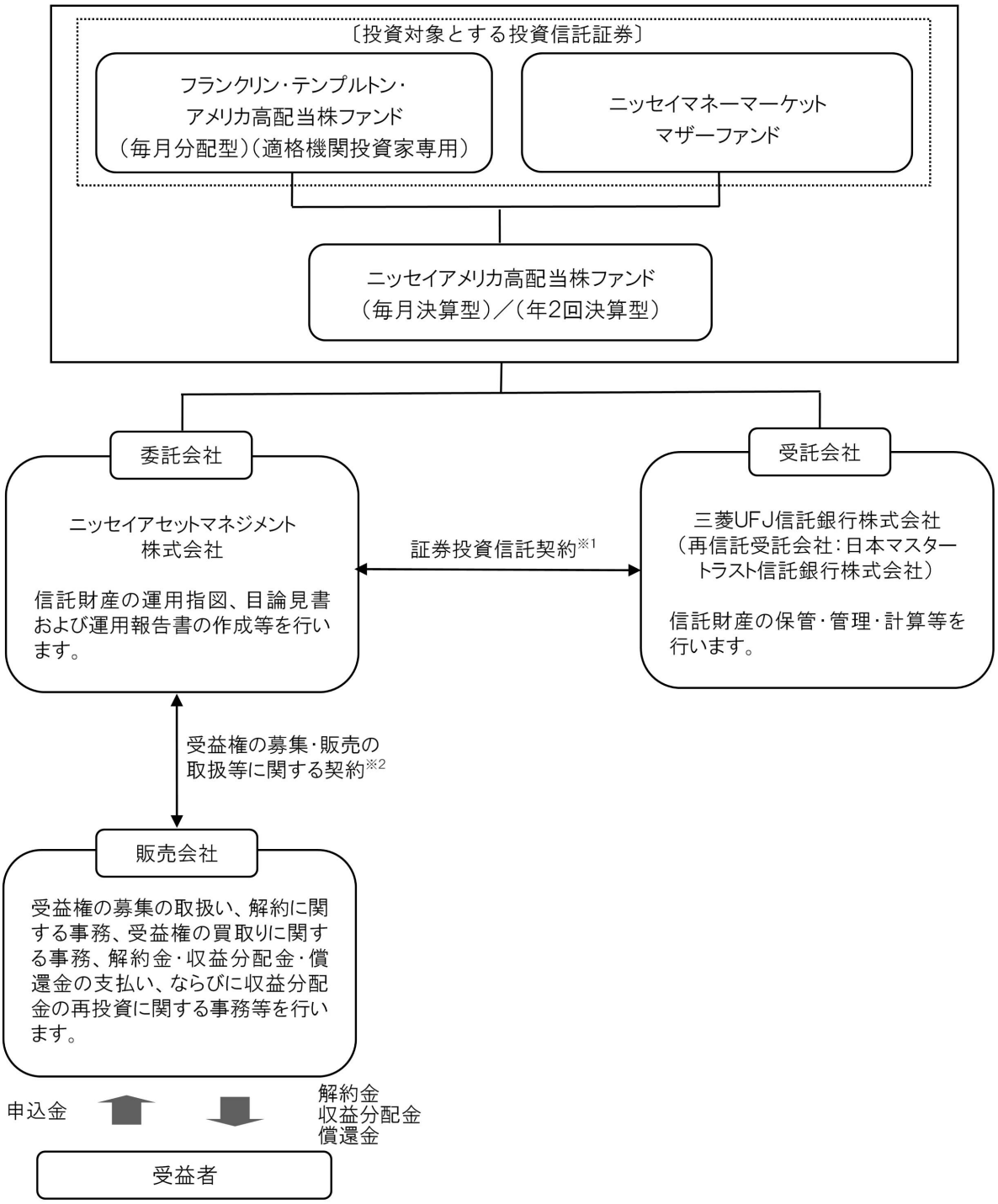


※１　委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

※２　委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

＜運用の形態等＞

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

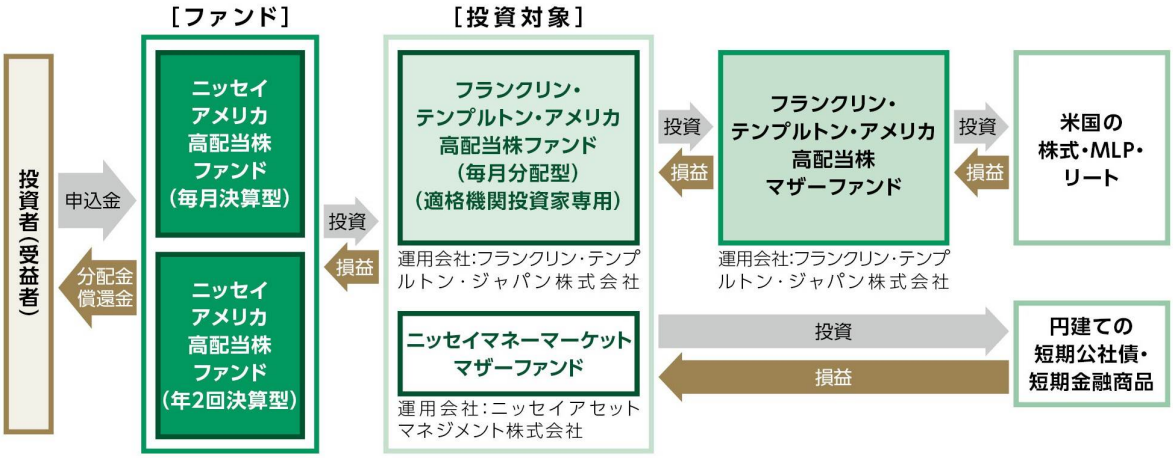


「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド」の運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・テンプルトン・グループのクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。

## クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーは、フランクリン・テンプルトン・グループの米国ニューヨーク州に本社を置く資産運用会社です。経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが、MLP、リート等を含む米国株式全般を投資対象として多様な投資戦略に基づく運用を行っています。

## フランクリン・テンプルトン・グループについて

フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。世界各国でグローバルに事業を展開するとともに、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルを有しています。世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

委託会社の概況（2026年6月末現在）

・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
・設立年月日　　：1995年4月4日
・資本金の額　　：100億円
・沿革

| | |
|---|---|
| 1985年7月1日 | ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。 |
| 1995年4月4日 | ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。 |
| 1998年7月1日 | ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。 |
| 2000年5月8日 | 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。 |

・大株主の状況

| 名　　称 | 住　　所 | 保有株数 | 比　率 |
|---|---|---|---|
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目６番６号 | 108,448株 | 100％ |

## ２【投資方針】

### （１）【投資方針】

①　ファンドは、配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
②　主として、フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）への投資を通じて、米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます）、ＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）およびリートを含む投資信託証券に実質的な投資を行います。
③　フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
④　実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### （２）【投資対象】

#### ａ　主な投資対象

国内籍投資信託のフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）およびニッセイマネーマーケットマザーファンド（以下「指定投資信託証券」ということがあります）を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

＜指定投資信託証券の概要＞

１．フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）
（適格機関投資家専用）

| | |
|---|---|
| 投資対象 | フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド※（以下「マザーファンド」といいます）を主要投資対象とします。<br>※　当該マザーファンドの委託会社（運用会社）であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社であるクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。 |
| 運用方針 | ・マザーファンドを通じ、米国の金融商品取引所に上場している「株式（優先株式を含みます）」、「ＭＬＰ」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の長期的な成長をめざします。<br>・マザーファンドにおいては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。また、主に各銘柄の配当の継続性、配当の成長性、財務の健全性および株価の水準等に着目し、ポートフォリオを構築します。<br>・マザーファンドが投資対象とする各資産クラス間の比率に目標は設けません。ただし、ＭＬＰへの投資比率は50％以下とします。<br>・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。<br>・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 |
| 主な投資制限 | ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。<br>・ＭＬＰへの実質投資割合は、原則として純資産総額の50％以下とします。<br>・同一銘柄の株式への実質投資割合は、純資産総額の10％以下とします。<br>・投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます）への実質投資割合は、純資産総額の５％以下とします。<br>・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。<br>・デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<br>・外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。<br>・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。<br>・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
| 決算日 | 原則として、毎月20日 |
| 収益分配 | ・毎決算日を分配日とし、分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。<br>・分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。<br>・分配対象額が少額等の場合には、分配を行わない場合があります。<br>なお、上記収益分配方針は、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）／（年２回決算型）の収益分配方針ではありません。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対し、年0.638％（税抜0.58％）<br>（上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます） |
| | 信託事務の諸費用／その他諸費用（監査、受益権の管理および税務事務等 |

| | |
|---|---|
| その他の費用 | の費用。純資産総額の0.05%を上限）／マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用 等<br>なお、信託事務の諸費用は運用状況等により変動し、またマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用は銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 |

## ２．ニッセイマネーマーケットマザーファンド

| | |
|---|---|
| 投資対象 | 円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 運用方針 | 円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。 |
| 主な投資制限 | ・株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。<br>・外貨建資産への投資は行いません。<br>・デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。<br>・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。<br>・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他の費用 | 組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用　等<br>なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 決算日 | 原則として、４・10月の各15日 |
| 委託会社 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 |

**b　約款に定める投資対象**

①　投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　有価証券

主として次の１．および２．に掲げる投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます）のほか、次の３．から６．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

１．フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）

２．ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるニッセイマネーマーケットマザーファンド

３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記３．の証券の性質を有するもの

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）

６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

なお、前記５．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③　金融商品

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

④　前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の組織体制

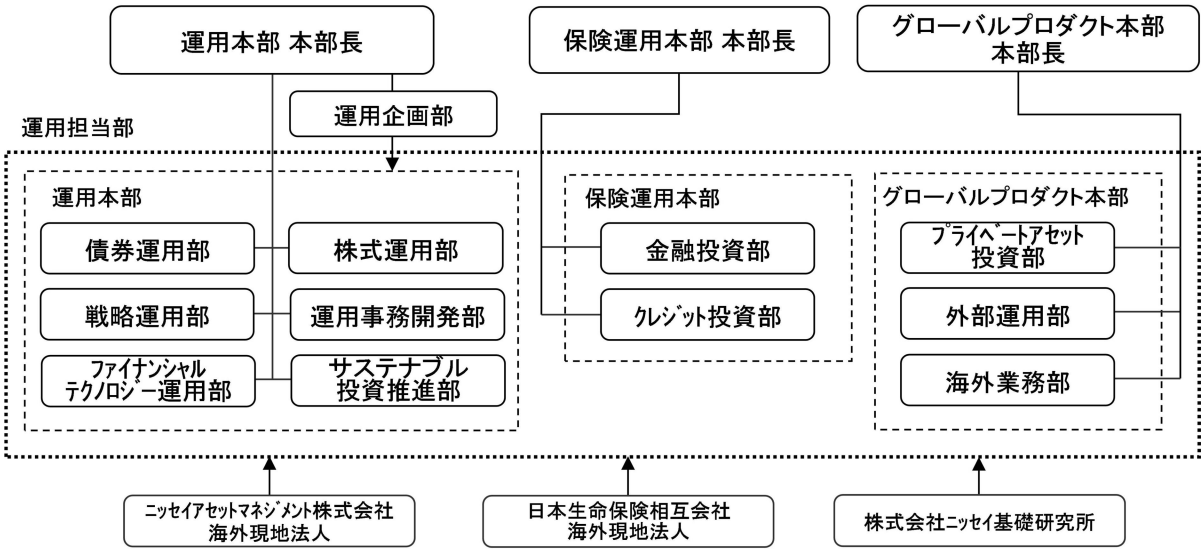


社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

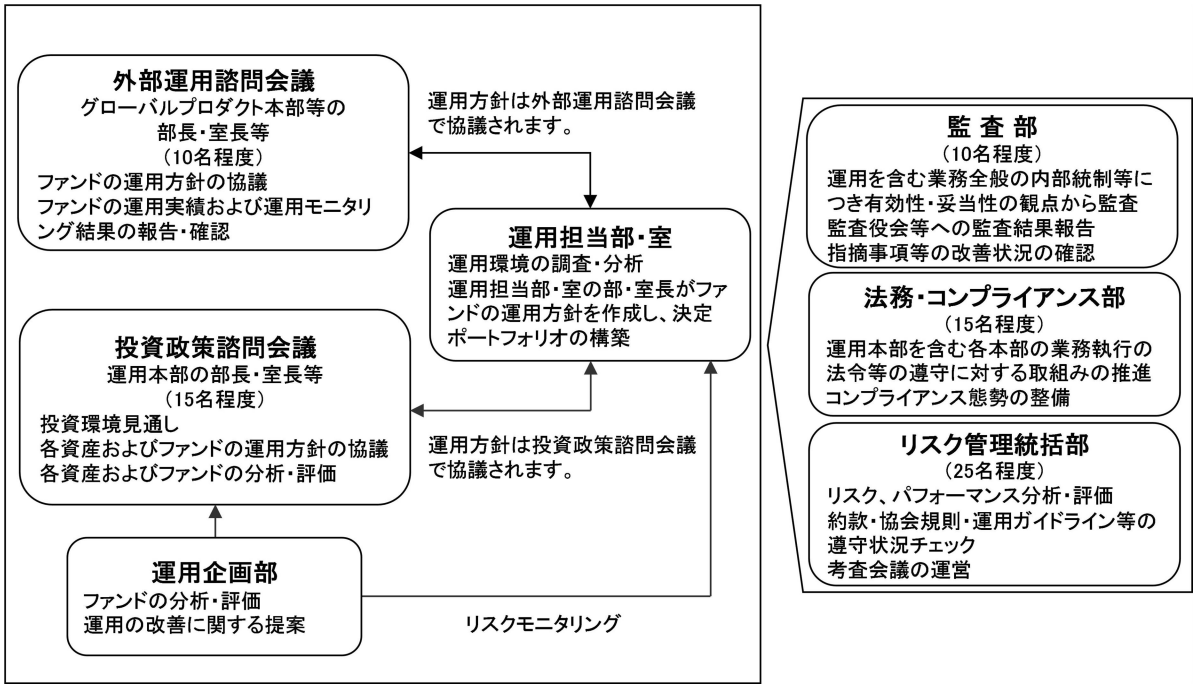


＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

○　上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　分配時期

「毎月決算型」

毎決算日とし、決算日は毎月28日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

「年２回決算型」

毎決算日とし、決算日は６・12月の各28日（年２回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③　支払方法

＜分配金受取コースの場合＞

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

＜分配金再投資コースの場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

○　将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ａ　約款に定める主な投資制限

「毎月決算型」

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への直接投資は行いません。

③　デリバティブの直接利用は行いません。

④　株式への直接投資は行いません。

⑤　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「年２回決算型」

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への直接投資は行いません。

③　デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④　株式への直接投資は行いません。

⑤　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｂ　約款に定めるその他の投資制限

①　公社債の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。

２．前記１．は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
４．前記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

② 資金の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
２．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。
３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
４．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

**ｃ 法令に定める投資制限**

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

## ３【投資リスク】

**ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。**
**ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**
**ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。**
**ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の６の規定）の適用はありません。**

### （１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・ＭＬＰ投資リスク

ファンドが実質的に投資するＭＬＰは、主として天然資源に関連する事業に投資するため、ＭＬＰの価格は、当該事業を取巻く環境・市況の変化ならびに金利変動等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
ＭＬＰに関する法制度（税制等）の変更により収益性が低下する場合、ＭＬＰの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

・不動産投資信託（リート）投資リスク

保有不動産に関するリスク

リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。

金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。

信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。

リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・ＭＬＰの税制等に関する留意点

ＭＬＰの分配金の受取り時に米国における連邦税として、原則、分配金の21％を上限とした源泉徴収が行われます。その後、通常、年に１度、米国において税務申告を行うことにより、ＭＬＰへの投資を通じて得られる収益等に対する連邦税（所得税および支店利益税）の課税額が確定し、源泉徴収された額との調整が行われます。税務申告時に確定した連邦税の課税額が、分配金受取り時の源泉税額より小さくなった場合には源泉税の還付を申請し、源泉税額より大きくなった場合には追加納税を行います。また、連邦税のほかにＭＬＰが事業を行う州において州税の課税対象となります。

ＭＬＰの売却時等に米国における連邦税として、売却代金等に対して10％の源泉徴収が行われます。上記の分配金に対する源泉徴収と同様に税務申告で確定した課税額との調整が行われます。

税務申告にともなう還付や納税に備え、原則として、引当額を計上する計理処理を行います。

ただし、計上した引当額が、税務申告時に確定した税額と異なることがあります。

上記の税金の支払い、還付および計理処理により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

○　上記記載は、2026年6月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、ＭＬＰに適用される税制等の変更にともない変更される場合があります。

ＭＬＰに適用される法律または税制が変更された場合、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

**（２）投資リスク管理体制**

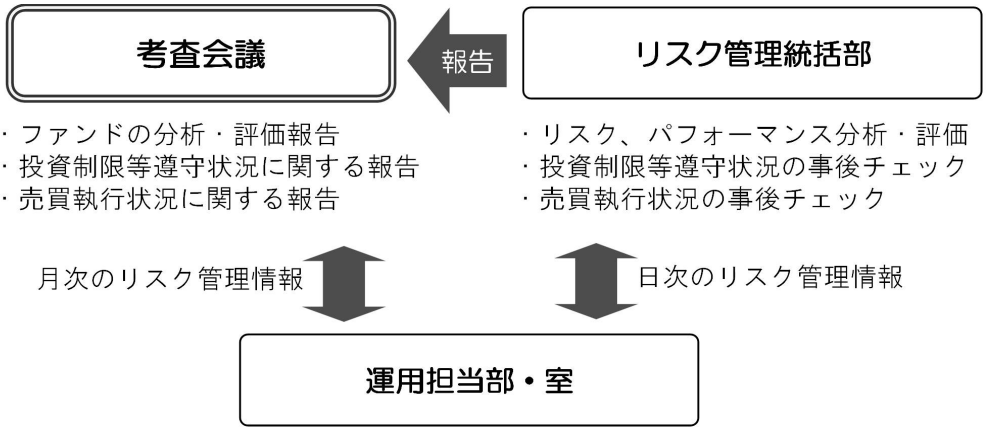


１．リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

２．運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○　上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

**＜流動性リスクに関する管理体制＞**

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

## ◉ニッセイアメリカ高配当株ファンド(毎月決算型)

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

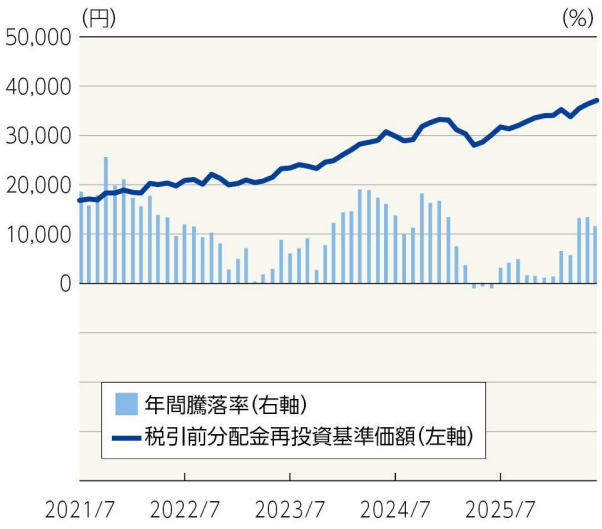


②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

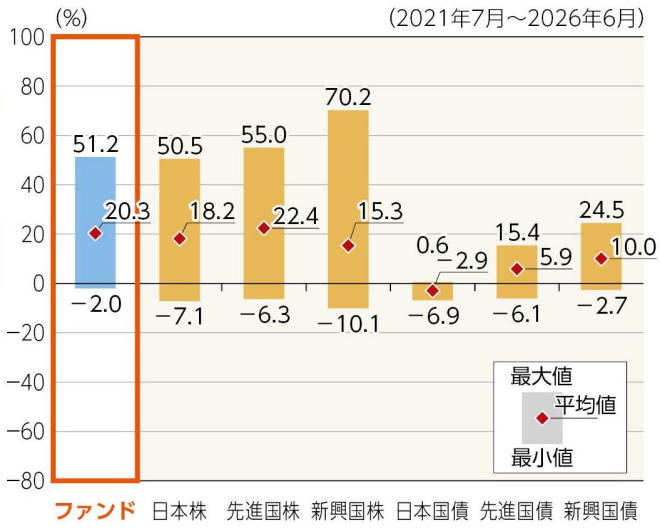


## ◉ニッセイアメリカ高配当株ファンド(年2回決算型)

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

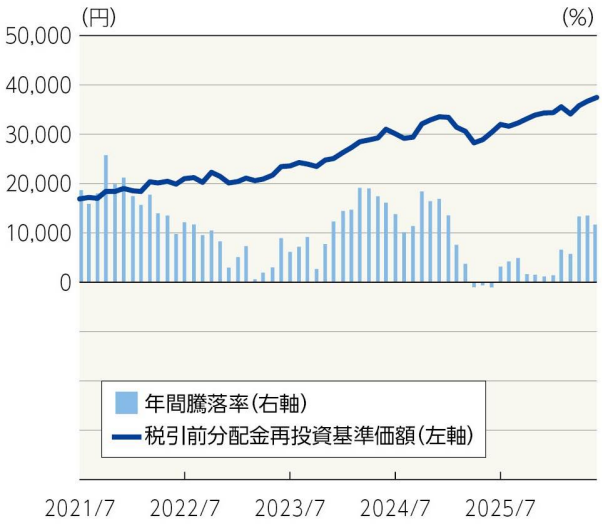


②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

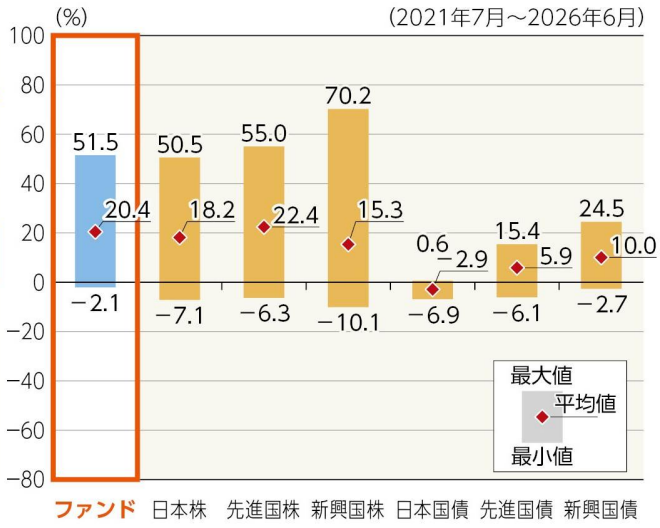


・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株 ･･･ TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
先進国株 ･･･ MSCIコクサイ･インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 ･･･ MSCIエマージング･マーケット･インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 ･･･ NOMURA-BPI 国債
先進国債 ･･･ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 ･･･ JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド(円ベース)
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利･ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ･インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング･マーケット･インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー･リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## ４【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

② 分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

④ スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

○ 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

⑤ 前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ　https://www.nam.co.jp/

### （２）【換金（解約）手数料】

ありません。

### （３）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.276%（税抜1.16%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

| 信託報酬の配分（年率・税抜） | | |
|---|---|---|
| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| 0.28% | 0.85% | 0.03% |

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

**（参考１）投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率（年率）**

| | |
|---|---|
| フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用） | 0.638%（税抜0.58%） |
| ニッセイマネーマーケットマザーファンド | ありません。 |

**（参考２）指定投資信託証券を含めた実質的な信託報酬**

信託財産の純資産総額に年1.914%（税抜1.74%）程度をかけた額となります。

○ 「実質的な信託報酬」とは、ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）を100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。

○ ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

### （４）【その他の手数料等】

① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

| 純資産総額 | 監査報酬率 |
|---|---|
| 100億円超 の部分 | 年 0.0011% （税抜0.001%） |
| 50億円超 100億円以下 の部分 | 年 0.0022% （税抜0.002%） |
| 10億円超 50億円以下 の部分 | 年 0.0044% （税抜0.004%） |
| 10億円以下 の部分 | 年 0.0110% （税抜0.010%） |

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

○ 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

**＜ご参考＞**

「４ 手数料等及び税金」の「（１）申込手数料」から「（４）その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

| | |
|---|---|
| 申込手数料 | 投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受 |
| 信託報酬のうち「委託会社」の報酬 | ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受 |
| 信託報酬のうち「販売会社」の報酬 | 投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受 |
| 信託報酬のうち「受託会社」の報酬 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受 |
| 証券取引の手数料 | 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 |
| 監査費用 | 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用 |
| 借入金の利息 | 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息 |

## （５）【課税上の取扱い】

課税対象

分　　配　　時　：　分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時　：　個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額※の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買取請求時　：　買取請求時の買取価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

※　申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分　　配　　時　：　分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、20.315％（所得税15.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収※され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
※　外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

解約請求・償還・買取請求時　：　解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、20.315％（所得税15.315％および地方税５％）の税率で申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

○　確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度について＞

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、それぞれのファンドは以下の取扱いとなります。

・「毎月決算型」は、ＮＩＳＡの対象となりません。

・「年２回決算型」は、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収※されます。

益金不算入制度の適用はありません。

※　外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

個別元本

・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出※されます。
・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※　同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

<table>
<tr><th>普通分配金</th><th>元本払戻金（特別分配金）</th></tr>
<tr><td>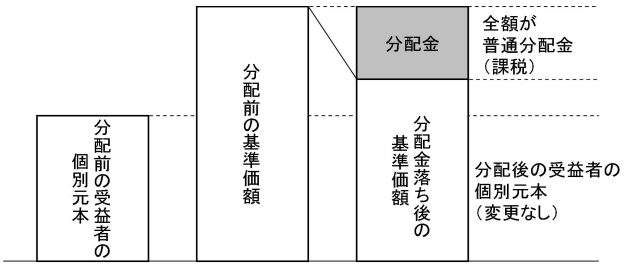

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</td><td>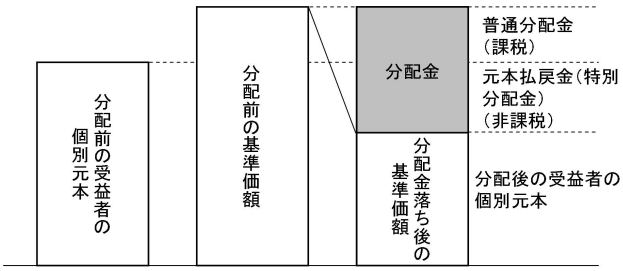

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</td></tr>
</table>

○　投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

**税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。**
**課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。**

## （参考情報）ファンドの総経費率

### 毎月決算型

| 総経費率（①+②） | ① 運用管理費用の比率 | ② その他費用の比率 |
|---|---|---|
| 2.01% | 1.27% | 0.73% |

### 年2回決算型

| 総経費率（①+②） | ① 運用管理費用の比率 | ② その他費用の比率 |
|---|---|---|
| 2.02% | 1.28% | 0.74% |

・対象期間:2025年12月30日～2026年6月29日
・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
・投資対象ファンドの運用管理費用は、②その他費用の比率に含めています。また、投資対象ファンドの費用とファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

## ５【運用状況】

### （１）【投資状況】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

2026年6月30日現在

| 資産の種類 | | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | 104,244,665,642 | 99.63 |
| | 内　日本 | 104,244,665,642 | 99.63 |
| 親投資信託受益証券 | | 10,106 | 0.00 |
| | 内　日本 | 10,106 | 0.00 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 388,269,339 | 0.37 |
| 純資産総額 | | 104,632,945,087 | 100.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

2026年6月30日現在

| 資産の種類 | | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | 12,670,997,135 | 99.32 |
| | 内　日本 | 12,670,997,135 | 99.32 |
| 親投資信託受益証券 | | 10,106 | 0.00 |
| | 内　日本 | 10,106 | 0.00 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 87,172,636 | 0.68 |
| 純資産総額 | | 12,758,179,877 | 100.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2026年6月30日現在

| 資産の種類 | | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 地方債証券 | | 2,121,062,488 | 42.16 |
| | 内　日本 | 2,121,062,488 | 42.16 |
| 特殊債券 | | 1,134,600,582 | 22.55 |
| | 内　日本 | 1,134,600,582 | 22.55 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 1,775,034,921 | 35.28 |
| 純資産総額 | | 5,030,697,991 | 100.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## （２）【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

2026年6月30日現在

| 順位 | 銘柄名<br>国/地域 | 種類 | 株数、口数又は額面金額 | 簿価単価<br>簿価金額<br>（円） | 評価単価<br>評価金額<br>（円） | 利率<br>（%）<br>償還日 | 投資比率<br>（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）<br>日本 | 投資信託受益証券 | 64,772,378,304 | 1.6041<br>103,907,849,275 | 1.6094<br>104,244,665,642 | －<br>－ | 99.63 |
| 2 | ニッセイマネーマーケットマザーファンド<br>日本 | 親投資信託受益証券 | 9,984 | 1.0122<br>10,106 | 1.0123<br>10,106 | －<br>－ | 0.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2026年6月30日現在

| 種類 | 国内／外国 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 国内 | | 99.63 |
| | 小計 | | 99.63 |
| 親投資信託受益証券 | 国内 | | 0.00 |
| | 小計 | | 0.00 |
| 合　計（対純資産総額比） | | | 99.63 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

2026年6月30日現在

| 順位 | 銘柄名<br>国/地域 | 種類 | 株数、口数又は額面金額 | 簿価単価<br>簿価金額<br>（円） | 評価単価<br>評価金額<br>（円） | 利率<br>（%）<br>償還日 | 投資比率<br>（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）<br>日本 | 投資信託受益証券 | 7,873,118,638 | 1.6041<br>12,630,056,919 | 1.6094<br>12,670,997,135 | －<br>－ | 99.32 |
| 2 | ニッセイマネーマーケットマザーファンド<br>日本 | 親投資信託受益証券 | 9,984 | 1.0122<br>10,106 | 1.0123<br>10,106 | －<br>－ | 0.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2026年6月30日現在

| 種類 | 国内／外国 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 国内 | | 99.32 |
| | 小計 | | 99.32 |
| 親投資信託受益証券 | 国内 | | 0.00 |
| | 小計 | | 0.00 |
| 合　計（対純資産総額比） | | | 99.32 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）
ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2026年6月30日現在

| 順位 | 銘柄名<br>国/地域 | 種類 | 株数、口数又は額面金額 | 簿価単価<br>簿価金額<br>（円） | 評価単価<br>評価金額<br>（円） | 利率<br>（%）<br>償還日 | 投資比率<br>（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 第３０９回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券<br>日本 | 特殊債券 | 576,000,000 | 99.17<br>571,256,360 | 99.17<br>571,256,360 | 0.14<br>2027/4/30 | 11.36 |
| 2 | 令和３年度第６回　埼玉県公募公債（５年）<br>日本 | 地方債証券 | 500,000,000 | 99.93<br>499,691,301 | 99.93<br>499,691,301 | 0.005<br>2026/7/28 | 9.93 |
| 3 | 平成２９年度第３回　埼玉県公募公債<br>日本 | 地方債証券 | 480,000,000 | 99.10<br>475,694,318 | 99.10<br>475,694,318 | 0.175<br>2027/5/24 | 9.46 |
| 4 | 第９５回　政保地方公共団体金融機構債券<br>日本 | 特殊債券 | 384,000,000 | 99.17<br>380,824,577 | 99.17<br>380,824,577 | 0.14<br>2027/4/16 | 7.57 |
| 5 | 平成２８年度第４回　京都市公募公債<br>日本 | 地方債証券 | 300,000,000 | 99.75<br>299,253,882 | 99.75<br>299,253,882 | 0.07<br>2026/10/23 | 5.95 |
| 6 | 第７６０回　東京都公募公債<br>日本 | 地方債証券 | 288,000,000 | 99.82<br>287,489,858 | 99.82<br>287,489,858 | 0.045<br>2026/9/18 | 5.71 |
| 7 | 平成２８年度第１回　静岡市公募公債<br>日本 | 地方債証券 | 288,000,000 | 99.66<br>287,049,367 | 99.66<br>287,049,367 | 0.06<br>2026/11/25 | 5.71 |
| 8 | 第１６０回　共同発行市場公募地方債<br>日本 | 地方債証券 | 272,000,000 | 99.95<br>271,883,762 | 99.95<br>271,883,762 | 0.05<br>2026/7/24 | 5.40 |
| 9 | 第２９１回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券<br>日本 | 特殊債券 | 183,000,000 | 99.73<br>182,519,645 | 99.73<br>182,519,645 | 0.005<br>2026/10/30 | 3.63 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2026年6月30日現在

| 種類 | 国内／外国 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 公社債券 | 国内 | 地方債証券 | 42.16 |
| | | 特殊債券 | 22.55 |
| | 小計 | | 64.72 |
| 合　計（対純資産総額比） | | | 64.72 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### ②【投資不動産物件】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）
該当事項はありません。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）
該当事項はありません。

（参考）
ニッセイマネーマーケット　マザーファンド
該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）
該当事項はありません。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）
該当事項はありません。

（参考）
ニッセイマネーマーケット　マザーファンド
該当事項はありません。

## （３）【運用実績】
### ①【純資産の推移】
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）
直近日（2026年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額<br>（分配落）<br>（円） | 純資産総額<br>（分配付）<br>（円） | １口当たりの<br>純資産額<br>（分配落）（円） | １口当たりの<br>純資産額<br>（分配付）（円） |
|---|---|---|---|---|
| 第7特定期間末<br>（2016年12月28日） | 34,409,527,572 | 34,801,783,274 | 0.8772 | 0.8872 |
| 第8特定期間末<br>（2017年6月28日） | 49,289,943,832 | 49,919,412,022 | 0.7830 | 0.7930 |
| 第9特定期間末<br>（2017年12月28日） | 48,482,007,963 | 49,123,570,544 | 0.7557 | 0.7657 |
| 第10特定期間末<br>（2018年6月28日） | 34,950,038,024 | 35,467,216,211 | 0.6758 | 0.6858 |
| 第11特定期間末<br>（2018年12月28日） | 25,090,597,242 | 25,516,718,146 | 0.5888 | 0.5988 |
| 第12特定期間末<br>（2019年6月28日） | 27,454,610,699 | 27,757,898,822 | 0.6337 | 0.6407 |
| 第13特定期間末<br>（2019年12月30日） | 64,143,280,511 | 64,831,882,813 | 0.6520 | 0.6590 |
| 第14特定期間末<br>（2020年6月29日） | 60,628,810,553 | 61,493,435,837 | 0.4909 | 0.4979 |
| 第15特定期間末<br>（2020年12月28日） | 63,984,439,963 | 64,599,379,767 | 0.5202 | 0.5252 |
| 第16特定期間末<br>（2021年6月28日） | 65,273,310,766 | 65,804,575,925 | 0.6143 | 0.6193 |
| 第17特定期間末<br>（2021年12月28日） | 55,044,500,175 | 55,456,214,507 | 0.6685 | 0.6735 |
| 第18特定期間末<br>（2022年6月28日） | 43,168,550,880 | 43,490,677,202 | 0.6701 | 0.6751 |
| 第19特定期間末<br>（2022年12月28日） | 57,662,651,356 | 58,105,786,867 | 0.6506 | 0.6556 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第20特定期間末<br>(2023年6月28日) | 67,986,942,403 | 68,467,759,825 | 0.7070 | 0.7120 |
| 第21特定期間末<br>(2023年12月28日) | 69,269,740,423 | 69,739,999,103 | 0.7365 | 0.7415 |
| 第22特定期間末<br>(2024年6月28日) | 84,903,785,097 | 85,386,880,267 | 0.8787 | 0.8837 |
| 第23特定期間末<br>(2024年12月30日) | 107,638,160,317 | 108,224,604,878 | 0.9177 | 0.9227 |
| 第24特定期間末<br>(2025年6月30日) | 104,677,600,925 | 105,330,489,157 | 0.8017 | 0.8067 |
| 第25特定期間末<br>(2025年12月29日) | 114,949,914,636 | 115,607,136,917 | 0.8745 | 0.8795 |
| 第26特定期間末<br>(2026年6月29日) | 104,337,188,492 | 104,904,851,539 | 0.9190 | 0.9240 |
| 2025年6月末日 | 104,677,600,925 | － | 0.8017 | － |
| 7月末日 | 111,083,953,614 | － | 0.8391 | － |
| 8月末日 | 110,097,081,176 | － | 0.8244 | － |
| 9月末日 | 111,649,114,990 | － | 0.8368 | － |
| 10月末日 | 113,183,615,264 | － | 0.8541 | － |
| 11月末日 | 114,898,360,176 | － | 0.8678 | － |
| 12月末日 | 114,744,412,408 | － | 0.8738 | － |
| 2026年1月末日 | 113,046,496,221 | － | 0.8702 | － |
| 2月末日 | 115,295,142,243 | － | 0.9003 | － |
| 3月末日 | 104,510,021,327 | － | 0.8539 | － |
| 4月末日 | 105,641,357,473 | － | 0.8910 | － |
| 5月末日 | 105,595,986,071 | － | 0.9083 | － |
| 6月末日 | 104,632,945,087 | － | 0.9219 | － |

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）
直近日（2026年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | １口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)　(円) | １口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)　(円) |
|---|---|---|---|---|
| 第7計算期間末<br>(2016年12月28日) | 2,522,770,969 | 2,522,770,969 | 1.2442 | 1.2442 |
| 第8計算期間末<br>(2017年6月28日) | 4,222,411,747 | 4,222,411,747 | 1.1947 | 1.1947 |
| 第9計算期間末<br>(2017年12月28日) | 3,411,890,228 | 3,411,890,228 | 1.2477 | 1.2477 |
| 第10計算期間末<br>(2018年6月28日) | 2,808,552,703 | 2,808,552,703 | 1.2181 | 1.2181 |
| 第11計算期間末<br>(2018年12月28日) | 2,731,337,114 | 2,731,337,114 | 1.1598 | 1.1598 |
| 第12計算期間末<br>(2019年6月28日) | 1,937,234,534 | 1,937,234,534 | 1.3309 | 1.3309 |
| 第13計算期間末<br>(2019年12月30日) | 5,948,530,585 | 5,948,530,585 | 1.4614 | 1.4614 |
| 第14計算期間末<br>(2020年6月29日) | 6,894,914,776 | 6,894,914,776 | 1.1900 | 1.1900 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第15計算期間末<br>(2020年12月28日) | 7,389,787,654 | 7,389,787,654 | 1.3378 | 1.3378 |
| 第16計算期間末<br>(2021年6月28日) | 7,343,945,022 | 7,343,945,022 | 1.6653 | 1.6653 |
| 第17計算期間末<br>(2021年12月28日) | 6,672,938,572 | 6,672,938,572 | 1.9011 | 1.9011 |
| 第18計算期間末<br>(2022年6月28日) | 10,322,483,143 | 10,322,483,143 | 1.9961 | 1.9961 |
| 第19計算期間末<br>(2022年12月28日) | 14,022,942,706 | 14,022,942,706 | 2.0261 | 2.0261 |
| 第20計算期間末<br>(2023年6月28日) | 15,970,817,882 | 15,970,817,882 | 2.3060 | 2.3060 |
| 第21計算期間末<br>(2023年12月28日) | 12,149,321,360 | 12,149,321,360 | 2.5022 | 2.5022 |
| 第22計算期間末<br>(2024年6月28日) | 14,028,051,195 | 14,028,051,195 | 3.0999 | 3.0999 |
| 第23計算期間末<br>(2024年12月30日) | 16,959,966,181 | 16,959,966,181 | 3.3531 | 3.3531 |
| 第24計算期間末<br>(2025年6月30日) | 15,993,635,905 | 15,993,635,905 | 3.0362 | 3.0362 |
| 第25計算期間末<br>(2025年12月29日) | 15,251,715,090 | 15,251,715,090 | 3.4340 | 3.4340 |
| 第26計算期間末<br>(2026年6月29日) | 12,693,722,232 | 12,693,722,232 | 3.7327 | 3.7327 |
| 2025年6月末日 | 15,993,635,905 | － | 3.0362 | － |
| 7月末日 | 16,386,478,285 | － | 3.1983 | － |
| 8月末日 | 16,038,221,572 | － | 3.1608 | － |
| 9月末日 | 16,073,203,078 | － | 3.2281 | － |
| 10月末日 | 15,876,431,673 | － | 3.3144 | － |
| 11月末日 | 15,799,721,763 | － | 3.3879 | － |
| 12月末日 | 15,219,834,393 | － | 3.4311 | － |
| 2026年1月末日 | 14,595,195,899 | － | 3.4365 | － |
| 2月末日 | 14,525,969,714 | － | 3.5556 | － |
| 3月末日 | 13,093,724,497 | － | 3.4095 | － |
| 4月末日 | 13,164,114,710 | － | 3.5787 | － |
| 5月末日 | 12,990,266,455 | － | 3.6689 | － |
| 6月末日 | 12,758,179,877 | － | 3.7446 | － |

### ②【分配の推移】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

| | １口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第7特定期間 | 0.0600 |
| 第8特定期間 | 0.0600 |
| 第9特定期間 | 0.0600 |
| 第10特定期間 | 0.0600 |
| 第11特定期間 | 0.0600 |
| 第12特定期間 | 0.0420 |
| 第13特定期間 | 0.0420 |
| 第14特定期間 | 0.0420 |
| 第15特定期間 | 0.0300 |
| 第16特定期間 | 0.0300 |
| 第17特定期間 | 0.0300 |
| 第18特定期間 | 0.0300 |
| 第19特定期間 | 0.0300 |
| 第20特定期間 | 0.0300 |
| 第21特定期間 | 0.0300 |
| 第22特定期間 | 0.0300 |
| 第23特定期間 | 0.0300 |
| 第24特定期間 | 0.0300 |
| 第25特定期間 | 0.0300 |
| 第26特定期間 | 0.0300 |

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

| | １口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第7計算期間 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 0.0000 |
| 第9計算期間 | 0.0000 |
| 第10計算期間 | 0.0000 |
| 第11計算期間 | 0.0000 |
| 第12計算期間 | 0.0000 |
| 第13計算期間 | 0.0000 |
| 第14計算期間 | 0.0000 |
| 第15計算期間 | 0.0000 |
| 第16計算期間 | 0.0000 |
| 第17計算期間 | 0.0000 |
| 第18計算期間 | 0.0000 |
| 第19計算期間 | 0.0000 |
| 第20計算期間 | 0.0000 |
| 第21計算期間 | 0.0000 |
| 第22計算期間 | 0.0000 |
| 第23計算期間 | 0.0000 |
| 第24計算期間 | 0.0000 |
| 第25計算期間 | 0.0000 |
| 第26計算期間 | 0.0000 |

### ③【収益率の推移】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第7特定期間 | 22.3 |
| 第8特定期間 | △3.9 |
| 第9特定期間 | 4.2 |
| 第10特定期間 | △2.6 |
| 第11特定期間 | △4.0 |
| 第12特定期間 | 14.8 |
| 第13特定期間 | 9.5 |
| 第14特定期間 | △18.3 |
| 第15特定期間 | 12.1 |
| 第16特定期間 | 23.9 |
| 第17特定期間 | 13.7 |
| 第18特定期間 | 4.7 |
| 第19特定期間 | 1.6 |
| 第20特定期間 | 13.3 |
| 第21特定期間 | 8.4 |
| 第22特定期間 | 23.4 |
| 第23特定期間 | 7.9 |
| 第24特定期間 | △9.4 |
| 第25特定期間 | 12.8 |
| 第26特定期間 | 8.5 |

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています。（第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

| | 収益率（％） |
|---|---|
| 第7計算期間 | 23.1 |
| 第8計算期間 | △4.0 |
| 第9計算期間 | 4.4 |
| 第10計算期間 | △2.4 |
| 第11計算期間 | △4.8 |
| 第12計算期間 | 14.8 |
| 第13計算期間 | 9.8 |
| 第14計算期間 | △18.6 |
| 第15計算期間 | 12.4 |
| 第16計算期間 | 24.5 |
| 第17計算期間 | 14.2 |
| 第18計算期間 | 5.0 |
| 第19計算期間 | 1.5 |
| 第20計算期間 | 13.8 |
| 第21計算期間 | 8.5 |
| 第22計算期間 | 23.9 |
| 第23計算期間 | 8.2 |
| 第24計算期間 | △9.5 |
| 第25計算期間 | 13.1 |
| 第26計算期間 | 8.7 |

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

## （４）【設定及び解約の実績】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済数量 |
|---|---|---|---|
| 第7特定期間 | 28,828,587,613 | 19,496,095,340 | 39,225,570,294 |
| 第8特定期間 | 39,983,753,918 | 16,262,505,190 | 62,946,819,022 |
| 第9特定期間 | 17,951,369,941 | 16,741,930,837 | 64,156,258,126 |
| 第10特定期間 | 8,647,292,242 | 21,085,731,621 | 51,717,818,747 |
| 第11特定期間 | 15,583,140,139 | 24,688,868,474 | 42,612,090,412 |
| 第12特定期間 | 13,159,832,342 | 12,445,047,941 | 43,326,874,813 |
| 第13特定期間 | 65,594,071,185 | 10,549,188,516 | 98,371,757,482 |
| 第14特定期間 | 36,883,847,430 | 11,737,707,143 | 123,517,897,769 |
| 第15特定期間 | 7,555,204,341 | 8,085,141,125 | 122,987,960,985 |
| 第16特定期間 | 13,207,979,011 | 29,942,908,097 | 106,253,031,899 |
| 第17特定期間 | 5,762,255,773 | 29,672,421,207 | 82,342,866,465 |
| 第18特定期間 | 5,868,479,234 | 23,786,081,133 | 64,425,264,566 |
| 第19特定期間 | 34,054,069,669 | 9,852,231,863 | 88,627,102,372 |
| 第20特定期間 | 14,720,904,316 | 7,184,522,252 | 96,163,484,436 |
| 第21特定期間 | 16,894,757,709 | 19,006,506,120 | 94,051,736,025 |
| 第22特定期間 | 10,945,123,475 | 8,377,825,485 | 96,619,034,015 |
| 第23特定期間 | 31,415,511,601 | 10,745,633,241 | 117,288,912,375 |
| 第24特定期間 | 25,234,583,362 | 11,945,849,237 | 130,577,646,500 |
| 第25特定期間 | 14,801,834,194 | 13,935,024,308 | 131,444,456,386 |
| 第26特定期間 | 3,325,318,647 | 21,237,165,463 | 113,532,609,570 |

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済数量 |
|---|---|---|---|
| 第7計算期間 | 1,676,425,102 | 1,027,703,526 | 2,027,577,662 |
| 第8計算期間 | 2,392,165,620 | 885,498,848 | 3,534,244,434 |
| 第9計算期間 | 721,018,838 | 1,520,789,075 | 2,734,474,197 |
| 第10計算期間 | 765,133,153 | 1,193,864,820 | 2,305,742,530 |
| 第11計算期間 | 1,563,307,067 | 1,513,975,468 | 2,355,074,129 |
| 第12計算期間 | 422,966,717 | 1,322,480,951 | 1,455,559,895 |
| 第13計算期間 | 3,249,581,903 | 634,713,978 | 4,070,427,820 |
| 第14計算期間 | 3,006,360,900 | 1,282,867,824 | 5,793,920,896 |
| 第15計算期間 | 639,335,169 | 909,285,562 | 5,523,970,503 |
| 第16計算期間 | 1,264,482,952 | 2,378,485,585 | 4,409,967,870 |
| 第17計算期間 | 1,094,854,739 | 1,994,735,350 | 3,510,087,259 |
| 第18計算期間 | 3,656,961,347 | 1,995,605,775 | 5,171,442,831 |
| 第19計算期間 | 3,241,379,950 | 1,491,827,660 | 6,920,995,121 |
| 第20計算期間 | 1,630,369,182 | 1,625,554,677 | 6,925,809,626 |
| 第21計算期間 | 1,334,556,312 | 3,404,977,023 | 4,855,388,915 |
| 第22計算期間 | 765,374,118 | 1,095,443,725 | 4,525,319,308 |
| 第23計算期間 | 1,847,653,049 | 1,315,034,459 | 5,057,937,898 |
| 第24計算期間 | 1,130,553,367 | 920,848,070 | 5,267,643,195 |
| 第25計算期間 | 332,977,351 | 1,159,222,477 | 4,441,398,069 |
| 第26計算期間 | 129,687,692 | 1,170,447,345 | 3,400,638,416 |

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

＜参考情報＞

# 3.運用実績

2026年6月末現在

## ●基準価額・純資産の推移

### ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）




・基準価額は実質的な運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 9,219円 |
| 純資産総額 | 1,046億円 |

●分配の推移　1万口当り（税引前）

| | |
|---|---|
| 2026年 3 月 | 50円 |
| 2026年 3 月 | 50円 |
| 2026年 4 月 | 50円 |
| 2026年 5 月 | 50円 |
| 2026年 6 月 | 50円 |
| 直近1年間累計 | 600円 |
| 設定来累計 | 10,590円 |

### ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年2回決算型）




・基準価額は実質的な運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 37,446円 |
| 純資産総額 | 127億円 |

●分配の推移　1万口当り（税引前）

| | |
|---|---|
| 2024年 6 月 | 0円 |
| 2024年12月 | 0円 |
| 2025年 6 月 | 0円 |
| 2025年12月 | 0円 |
| 2026年 6 月 | 0円 |
| 直近1年間累計 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

## ●組入比率

### ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

| | |
|---|---|
| フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用） | 99.6% |
| ニッセイマネーマーケットマザーファンド | 0.0% |
| 短期金融資産等 | 0.4% |

・比率は対純資産総額比です。

### ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年2回決算型）

| | |
|---|---|
| フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用） | 99.3% |
| ニッセイマネーマーケットマザーファンド | 0.0% |
| 短期金融資産等 | 0.7% |

・比率は対純資産総額比です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●年間収益率の推移

ニッセイアメリカ高配当株ファンド(毎月決算型)

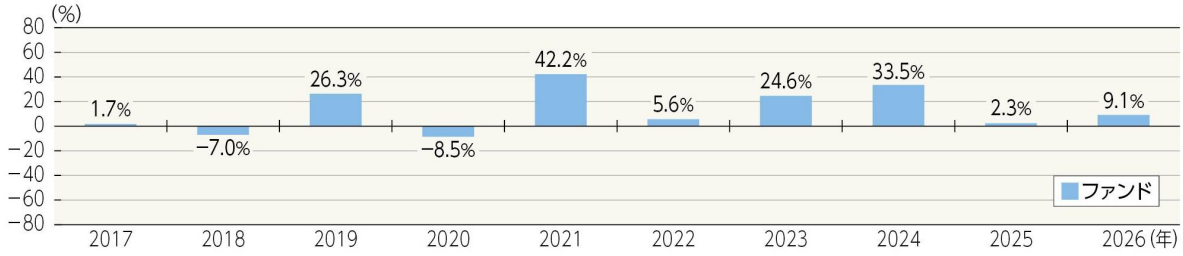


ニッセイアメリカ高配当株ファンド(年2回決算型)

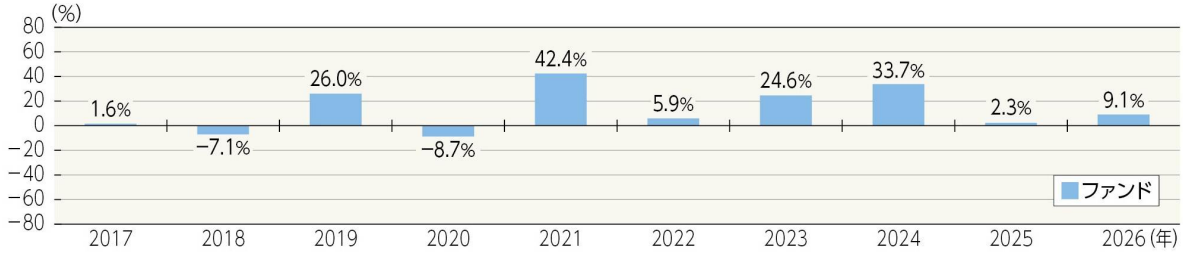


・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2026年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

## ◉投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)

| | 銘 柄 | 業 種 | 比 率 |
|---|---|---|---|
| 1 | アップル | 情報技術 | 3.4% |
| 2 | ウィリアムズ | エネルギー | 3.2% |
| 3 | JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー | 金融 | 2.9% |
| 4 | DTEエナジー | 公益事業 | 2.8% |
| 5 | アルファベット　CL　A | コミュニケーション・サービス | 2.7% |
| 6 | ユニオン・パシフィック | 資本財・サービス | 2.5% |
| 7 | マイクロソフト | 情報技術 | 2.5% |
| 8 | マイクロン・テクノロジー | 情報技術 | 2.5% |
| 9 | メルク | ヘルスケア | 2.4% |
| 10 | エナジー・トランスファー | エネルギー | 2.4% |

・上記ファンドのマザーファンドの状況を表示しています。
・上記ファンドの運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の資料(現地月末前日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。
・比率は対組入株式等(MLP、リートを含む)評価額比です。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

| | 銘 柄 | 種 別 | 比 率 |
|---|---|---|---|
| 1 | 第309回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 特殊債 | 17.5% |
| 2 | 令和3年度第6回　埼玉県公募公債(5年) | 地方債 | 15.3% |
| 3 | 平成29年度第3回　埼玉県公募公債 | 地方債 | 14.6% |
| 4 | 第95回　政保地方公共団体金融機構債券 | 特殊債 | 11.7% |
| 5 | 平成28年度第4回　京都市公募公債 | 地方債 | 9.2% |

・比率は対組入債券評価額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 第２【管理及び運営】

## １【申込（販売）手続等】

① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、申込日または申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所※の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます）。

※ 金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の２つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3％（税抜3.0％）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

○ 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

⑦ その他

１．ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

２．定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

３．償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

４．換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めるこ

とができます。

５．スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

○　保有しているファンドの換金の際に税金が差引かれる場合があります。税金についての詳細は「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご確認ください。

６．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ　　https://www.nam.co.jp/

## ２【換金（解約）手続等】

①　換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、換金申込日または換金申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます）。

②　換金方法

「解約請求」および「買取請求」の２つの方法があります。

③　換金単位

各販売会社が定める単位とします。

○　販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④　換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○　換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご確認ください。

○　換金手数料はありません。

⑤　信託財産留保額

ありません。

⑥　支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として７営業日目からお支払いします。

⑦　その他

１．受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

２．換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

３．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。
ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ　https://www.nam.co.jp/

## ３【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

② ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

| 主な投資資産 | 評価方法の概要 |
|---|---|
| 指定投資信託証券 | 計算日の基準価額で評価します。 |

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。
ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ　https://www.nam.co.jp/

### （２）【保管】

該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

「毎月決算型」
2013年7月10日から2028年6月28日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
「年２回決算型」
2013年7月10日から2044年6月28日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### （４）【計算期間】

「毎月決算型」
原則として、毎月29日から翌月28日までとします。
「年２回決算型」
毎年6月29日から12月28日まで、および12月29日から翌年6月28日までとします。
上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

① 繰上償還

１．委託会社は、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券である「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ⅰ．受益権の口数が10億口を下回っている場合

ⅱ．この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

ⅲ．やむを得ない事情が発生したとき

３．委託会社は、前記２．により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

４．前記３．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該４．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

５．前記３．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

６．前記３．から５．までの規定は、前記１．の規定に基づき信託契約を解約するとき、あるいは委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３．から５．までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

７．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。

８．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更等 ２．」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

９．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

10．償還金については、原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「② 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２．委託会社は、前記１．の事項（前記１．の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）に

ついて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３．前記２．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該３．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。

４．前記２．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

５．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

６．前記２．から５．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

７．前記１．から６．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

８．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記１．から７．までの規定にしたがいます。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「①　繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「②　約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

④　公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。

○　電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの６月および12月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。

・運用報告書（全体版）は、電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行います。

⑥　信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦　関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。

## ４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### （１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### （２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

### （３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２　換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

### （４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### （５）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

### （６）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

①　他の受益者の氏名または名称および住所

②　他の受益者が有する受益権の内容

# 第３【ファンドの経理状況】

## ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年12月30日から2026年6月29日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2025年12月30日から2026年6月29日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年9月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）の2025年12月30日から2026年6月29日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）の2026年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

# １【財務諸表】

## 【ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第25特定期間<br>2025年12月29日現在 | 第26特定期間<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 30,942,159 | 161,679,635 |
| コール・ローン | 1,738,951,123 | 1,846,174,397 |
| 投資信託受益証券 | 114,147,648,375 | 103,907,849,275 |
| 親投資信託受益証券 | 10,067 | 10,106 |
| 流動資産合計 | 115,917,551,724 | 105,915,713,413 |
| 資産合計 | 115,917,551,724 | 105,915,713,413 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 657,222,281 | 567,663,047 |
| 未払解約金 | 185,907,635 | 892,762,370 |
| 未払受託者報酬 | 3,216,603 | 3,051,010 |
| 未払委託者報酬 | 121,159,073 | 114,921,735 |
| その他未払費用 | 131,496 | 126,759 |
| 流動負債合計 | 967,637,088 | 1,578,524,921 |
| 負債合計 | 967,637,088 | 1,578,524,921 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 131,444,456,386 | 113,532,609,570 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △16,494,541,750 | △9,195,421,078 |
| （分配準備積立金） | 16,979,181,096 | 19,306,813,583 |
| 元本等合計 | 114,949,914,636 | 104,337,188,492 |
| 純資産合計 | 114,949,914,636 | 104,337,188,492 |
| 負債純資産合計 | 115,917,551,724 | 105,915,713,413 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第25特定期間<br>自　2025年7月1日<br>至　2025年12月29日 | 第26特定期間<br>自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 2,790,133,662 | 2,537,817,961 |
| 受取利息 | 2,589,373 | 2,959,950 |
| 有価証券売買等損益 | 11,510,317,504 | 7,192,050,939 |
| 営業収益合計 | 14,303,040,539 | 9,732,828,850 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 18,355,074 | 18,040,751 |
| 委託者報酬 | 691,376,008 | 679,536,817 |
| その他費用 | 754,352 | 743,877 |
| 営業費用合計 | 710,485,434 | 698,321,445 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 13,592,555,105 | 9,034,507,405 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 13,592,555,105 | 9,034,507,405 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 13,592,555,105 | 9,034,507,405 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 25,862,048 | 201,319,666 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △25,900,045,575 | △16,494,541,750 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,193,990,169 | 2,497,039,637 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,193,990,169 | 2,497,039,637 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,380,517,468 | 386,787,938 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,380,517,468 | 386,787,938 |
| 分配金 | 3,974,661,933 | 3,644,318,766 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △16,494,541,750 | △9,195,421,078 |

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 第26特定期間<br>自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。<br><br>親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| ２．　収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。 |
| ３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの特定期間<br>当ファンドは、原則として毎年6月28日及び12月28日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、2025年12月30日から2026年6月29日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第25特定期間<br>2025年12月29日現在 | 第26特定期間<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| １．　期首元本額 | 130,577,646,500円 | 131,444,456,386円 |
| 期中追加設定元本額 | 14,801,834,194円 | 3,325,318,647円 |
| 期中一部解約元本額 | 13,935,024,308円 | 21,237,165,463円 |
| ２．　受益権の総数 | 131,444,456,386口 | 113,532,609,570口 |
| ３．　元本の欠損 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,494,541,750円であります。 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,195,421,078円であります。 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目 | 第25特定期間<br>自　2025年7月1日<br>至　2025年12月29日 | 第26特定期間<br>自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|---|
| １．　分配金の計算過程 | （自2025年7月1日　至2025年7月28日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（453,591,955円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（37,944,114,483円）及び分配準備積立金（19,868,679,374円）より分配対象収益は58,266,385,812円（1万口当たり4,420.66円）であり、うち659,023,650円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 | （自2025年12月30日　至2026年1月28日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（329,866,817円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（39,242,378,734円）及び分配準備積立金（16,633,245,285円）より分配対象収益は56,205,490,836円（1万口当たり4,322.66円）であり、うち650,126,256円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 |

| | | |
|---|---|---|
| | （自2025年7月29日　至2025年8月28日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（347,332,621円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（38,834,582,766円）及び分配準備積立金（19,395,515,634円）より分配対象収益は58,577,431,021円（1万口当たり4,396.94円）であり、うち666,115,136円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 | （自2026年1月29日　至2026年3月2日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（434,481,843円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,688,687,020円）、収益調整金（38,666,976,986円）及び分配準備積立金（15,946,163,706円）より分配対象収益は58,736,309,555円（1万口当たり4,595.25円）であり、うち639,097,702円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 |
| | （自2025年8月29日　至2025年9月29日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（447,369,497円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（39,268,351,958円）及び分配準備積立金（18,747,525,063円）より分配対象収益は58,463,246,518円（1万口当たり4,380.49円）であり、うち667,313,290円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 | （自2026年3月3日　至2026年3月30日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（316,856,063円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（37,112,179,965円）及び分配準備積立金（18,566,630,387円）より分配対象収益は55,995,666,415円（1万口当たり4,571.16円）であり、うち612,488,176円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 |
| | （自2025年9月30日　至2025年10月28日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（451,437,429円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（39,235,339,626円）及び分配準備積立金（18,184,150,527円）より分配対象収益は57,870,927,582円（1万口当たり4,364.66円）であり、うち662,949,235円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 | （自2026年3月31日　至2026年4月28日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（399,701,048円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（35,989,159,172円）及び分配準備積立金（17,639,664,517円）より分配対象収益は54,028,524,737円（1万口当たり4,554.87円）であり、うち593,085,137円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 |
| | （自2025年10月29日　至2025年11月28日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（428,550,751円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（39,511,149,523円）及び分配準備積立金（17,620,301,154円）より分配対象収益は57,560,001,428円（1万口当たり4,347.18円）であり、うち | （自2026年4月29日　至2026年5月28日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（389,037,900円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,789,014,552円）、収益調整金（35,365,948,547円）及び分配準備積立金（17,058,038,805円）より分配対象収益は54,602,039,804円（1万口当たり4,692.04円）であり、うち |

| | | |
|---|---|---|
| | 662,038,341円（1万口当たり50円）を分配金額としております。<br><br>（自2025年11月29日　至2025年12月29日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（424,619,743円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（231,359,348円）、収益調整金（39,504,924,930円）及び分配準備積立金（16,980,424,286円）より分配対象収益は57,141,328,307円（1万口当たり4,347.18円）であり、うち657,222,281円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 | 581,858,448円（1万口当たり50円）を分配金額としております。<br><br>（自2026年5月29日　至2026年6月29日）<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益（366,014,176円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,340,912,393円）、収益調整金（34,534,787,178円）及び分配準備積立金（18,167,550,061円）より分配対象収益は54,409,263,808円（1万口当たり4,792.39円）であり、うち567,663,047円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 |

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第25特定期間<br>自　2025年7月1日<br>至　2025年12月29日 | 第26特定期間<br>自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|---|
| １．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| ２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 | 同左 |
| ３．　金融商品に係るリスク管理体制 | 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、資産運用業協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 | 同左 |

２．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第25特定期間<br>2025年12月29日現在 | 第26特定期間<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| １．　貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| ２．　時価の算定方法 | (１)有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。<br>(２)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(３)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 | 同左 |
| ３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

| 種類 | 第25特定期間<br>2025年12月29日現在 | 第26特定期間<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 1,197,690,950 | 1,431,469,558 |
| 親投資信託受益証券 | 6 | 8 |
| 合計 | 1,197,690,956 | 1,431,469,566 |

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 第25特定期間<br>2025年12月29日現在 | 第26特定期間<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 0.8745円 | 0.9190円 |
| （1万口当たり純資産額） | (8,745円) | (9,190円) |

## （４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2026年6月29日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額<br>（円） | 評価額<br>（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用） | 64,772,378,304 | 103,907,849,275 | |
| 投資信託受益証券　合計 | | 64,772,378,304 | 103,907,849,275 | |
| 親投資信託受益証券 | ニッセイマネーマーケットマザーファンド | 9,984 | 10,106 | |
| 親投資信託受益証券　合計 | | 9,984 | 10,106 | |
| 合計 | | | 103,907,859,381 | |

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年9月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　一　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）の2025年12月30日から2026年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）の2026年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第25期<br>2025年12月29日現在 | 第26期<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 5,111,963 | 19,679,497 |
| コール・ローン | 287,292,618 | 224,714,661 |
| 投資信託受益証券 | 15,163,499,023 | 12,682,796,919 |
| 親投資信託受益証券 | 10,067 | 10,106 |
| 流動資産合計 | 15,455,913,671 | 12,927,201,183 |
| 資産合計 | 15,455,913,671 | 12,927,201,183 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 102,735,610 | 145,234,568 |
| 未払受託者報酬 | 2,618,061 | 2,276,491 |
| 未払委託者報酬 | 98,615,130 | 85,749,492 |
| その他未払費用 | 229,780 | 218,400 |
| 流動負債合計 | 204,198,581 | 233,478,951 |
| 負債合計 | 204,198,581 | 233,478,951 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,441,398,069 | 3,400,638,416 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 10,810,317,021 | 9,293,083,816 |
| （分配準備積立金） | 3,670,240,909 | 3,727,956,375 |
| 元本等合計 | 15,251,715,090 | 12,693,722,232 |
| 純資産合計 | 15,251,715,090 | 12,693,722,232 |
| 負債純資産合計 | 15,455,913,671 | 12,927,201,183 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第25期<br>自　2025年7月1日<br>至　2025年12月29日 | 第26期<br>自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 397,475,252 | 319,657,319 |
| 受取利息 | 337,708 | 421,049 |
| 有価証券売買等損益 | 1,659,710,685 | 894,847,935 |
| 営業収益合計 | 2,057,523,645 | 1,214,926,303 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,618,061 | 2,276,491 |
| 委託者報酬 | 98,615,130 | 85,749,492 |
| その他費用 | 229,780 | 218,400 |
| 営業費用合計 | 101,462,971 | 88,244,383 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 1,956,060,674 | 1,126,681,920 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 1,956,060,674 | 1,126,681,920 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 1,956,060,674 | 1,126,681,920 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 238,395,617 | 120,282,813 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 10,725,992,710 | 10,810,317,021 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 733,372,326 | 326,412,348 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 733,372,326 | 326,412,348 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,366,713,072 | 2,850,044,660 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,366,713,072 | 2,850,044,660 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 10,810,317,021 | 9,293,083,816 |

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 第26期<br>自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。<br><br>親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| ２．　収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。 |
| ３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年6月28日及び12月28日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、2025年12月30日から2026年6月29日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第25期<br>2025年12月29日現在 | 第26期<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| １．　期首元本額 | 5,267,643,195円 | 4,441,398,069円 |
| 期中追加設定元本額 | 332,977,351円 | 129,687,692円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,159,222,477円 | 1,170,447,345円 |
| ２．　受益権の総数 | 4,441,398,069口 | 3,400,638,416口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目 | 第25期<br>自　2025年7月1日<br>至　2025年12月29日 | 第26期<br>自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|---|
| １．　分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（342,986,036円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（76,038,312円）、収益調整金（9,727,839,841円）及び分配準備積立金（3,251,216,561円）より分配対象収益は13,398,080,750円（1万口当たり30,166.36円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（266,443,112円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（739,955,995円）、収益調整金（7,539,195,063円）及び分配準備積立金（2,721,557,268円）より分配対象収益は11,267,151,438円（1万口当たり33,132.46円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。 |

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第25期<br>自　2025年7月1日<br>至　2025年12月29日 | 第26期<br>自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|---|
| １．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| ２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 | 同左 |
| ３．　金融商品に係るリスク管理体制 | 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、資産運用業協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 | 同左 |

２．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第25期<br>2025年12月29日現在 | 第26期<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| １．　貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| ２．　時価の算定方法 | （１）有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。<br>（２）デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>（３）上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 | 同左 |
| ３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

| 種類 | 第25期<br>2025年12月29日現在 | 第26期<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| | 当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） | 当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 1,498,598,024 | 811,132,856 |
| 親投資信託受益証券 | 31 | 39 |
| 合計 | 1,498,598,055 | 811,132,895 |

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 第25期<br>2025年12月29日現在 | 第26期<br>2026年6月29日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額 | 3.4340円 | 3.7327円 |
| （1万口当たり純資産額） | （34,340円） | （37,327円） |

## （４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2026年6月29日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額（円） | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用） | 7,905,994,838 | 12,682,796,919 | |
| 投資信託受益証券　合計 | | 7,905,994,838 | 12,682,796,919 | |
| 親投資信託受益証券 | ニッセイマネーマーケットマザーファンド | 9,984 | 10,106 | |
| 親投資信託受益証券　合計 | | 9,984 | 10,106 | |
| 合計 | | | 12,682,807,025 | |

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）」、「ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）」は、「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」投資信託証券及び「ニッセイマネーマーケット　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべて同投資信託の受益証券及び同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における直近の同投資信託及び同親投資信託の状況は以下の通りでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

### 「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」の状況

「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用する追加型証券投資信託であります。同投資信託の特定期間は原則として、毎年2月21日から8月20日まで及び8月21日から翌年2月20日までであります。

１財務諸表

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

（単位：円）

| | 前期<br>2025年 2月20日現在 | 当期<br>2026年 2月20日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 122,003,636,007 | 129,582,359,432 |
| 未収入金 | － | 468,139,998 |
| 流動資産合計 | 122,003,636,007 | 130,050,499,430 |
| 資産合計 | 122,003,636,007 | 130,050,499,430 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 494,571,013 | 504,195,867 |
| 未払解約金 | － | 468,139,998 |
| 未払受託者報酬 | 3,333,864 | 3,488,208 |
| 未払委託者報酬 | 63,343,407 | 66,275,952 |
| その他未払費用 | 351,728 | 1,049,023 |
| 流動負債合計 | 561,600,012 | 1,043,149,048 |
| 負債合計 | 561,600,012 | 1,043,149,048 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 82,428,502,224 | 84,032,644,611 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 39,013,533,771 | 44,974,705,771 |
| （分配準備積立金） | 41,488,557,859 | 40,619,048,953 |
| 元本等合計 | 121,442,035,995 | 129,007,350,382 |
| 純資産合計 | 121,442,035,995 | 129,007,350,382 |
| 負債純資産合計 | 122,003,636,007 | 130,050,499,430 |

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

| | 前期<br>自　2024年 8月21日<br>至　2025年 2月20日 | 当期<br>自　2025年 2月21日<br>至　2026年 2月20日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 13,069,940,967 | 13,361,217,522 |
| 営業収益合計 | 13,069,940,967 | 13,361,217,522 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 18,461,681 | 39,165,005 |
| 委託者報酬 | 350,771,883 | 744,134,924 |
| その他費用 | 4,097,658 | 4,648,830 |
| 営業費用合計 | 373,331,222 | 787,948,759 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 12,696,609,745 | 12,573,268,763 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 12,696,609,745 | 12,573,268,763 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 12,696,609,745 | 12,573,268,763 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 21,620,120 | 82,670,194 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 24,625,441,543 | 39,013,533,771 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,071,790,737 | 3,502,207,179 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,071,790,737 | 3,502,207,179 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 482,385,183 | 3,736,429,312 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 482,385,183 | 3,736,429,312 |
| 分配金 | 2,876,302,951 | 6,295,204,436 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 39,013,533,771 | 44,974,705,771 |

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 当期<br>自 2025年 2月21日　至 2026年 2月20日 |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
| 2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 財務諸表の作成期間<br>当ファンドは、2025年 2月21日以降に開始した計算期間より、財務諸表の作成期間を6ヵ月から1年に変更いたしました。 |

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当監査対象期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当監査対象期間の翌監査対象期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 前期<br>2025年 2月20日現在 | 当期<br>2026年 2月20日現在 |
|---|---|
| 1.　特定期間の末日における受益権の総数<br>82,428,502,224口 | 1.　監査対象期間の末日における受益権の総数<br>84,032,644,611口 |
| 2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 2.　監査対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額 |
| 一口当たり純資産額　1.4733円 | 一口当たり純資産額　1.5352円 |
| （一万口当たり純資産額）　(14,733円) | （一万口当たり純資産額）　(15,352円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目 | 前期<br>自 2024年 8月21日<br>至 2025年 2月20日 | 当期<br>自 2025年 2月21日<br>至 2026年 2月20日 |
|---|---|---|
| 1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の96相当額を支払っております。 | 委託者報酬（販売会社に支払う手数料を除いた額）のうち、フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンドに対応する額の100分の96相当額を支弁しております。 |
| 2.分配金の計算過程 | 2024年 8月21日から<br>2024年 9月20日までの計算期間 | 2025年 2月21日から<br>2025年 3月21日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 280,395,852円 | 284,866,961円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 27,982,555,302円 | 36,118,782,896円 |
| 分配準備積立金額 | 34,481,512,543円 | 41,334,380,827円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 62,744,463,697円 | 77,738,030,684円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 75,673,507,124口 | 84,212,427,689口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 8,291.46円 | 9,231.17円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 454,041,042円 | 505,274,566円 |
| | 2024年 9月21日から<br>2024年10月21日までの計算期間 | 2025年 3月22日から<br>2025年 4月21日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 173,889,946円 | 126,830,659円 |

| | | |
|---|---|---|
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 2,190,674,010円 | －円 |
| 収益調整金額 | 30,402,845,884円 | 38,611,054,014円 |
| 分配準備積立金額 | 34,248,312,291円 | 41,094,981,444円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 67,015,722,131円 | 79,832,866,117円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 78,536,342,148口 | 86,905,249,050口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 8,533.07円 | 9,186.19円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 471,218,052円 | 521,431,494円 |
| | 2024年10月22日から<br>2024年11月20日までの計算期間 | 2025年 4月22日から<br>2025年 5月20日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 320,178,878円 | 275,399,989円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 4,987,181,547円 | －円 |
| 収益調整金額 | 31,792,554,225円 | 39,924,627,807円 |
| 分配準備積立金額 | 35,971,867,295円 | 40,514,002,577円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 73,071,781,945円 | 80,714,030,373円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 79,970,201,416口 | 88,138,009,904口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 9,137.36円 | 9,157.68円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 479,821,208円 | 528,828,059円 |
| | 2024年11月21日から<br>2024年12月20日までの計算期間 | 2025年 5月21日から<br>2025年 6月20日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 252,534,986円 | 904,401,157円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 33,334,696,599円 | 40,965,068,757円 |
| 分配準備積立金額 | 40,659,870,670円 | 40,205,668,337円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 74,247,102,255円 | 82,075,138,251円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 81,510,891,156口 | 89,211,500,177口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 9,108.85円 | 9,200.05円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 489,065,346円 | 535,269,001円 |
| | 2024年12月21日から<br>2025年 1月20日までの計算期間 | 2025年 6月21日から<br>2025年 7月22日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 177,800,219円 | 217,336,673円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 1,695,484,209円 | －円 |
| 収益調整金額 | 33,233,882,535円 | 40,878,613,781円 |
| 分配準備積立金額 | 40,301,088,072円 | 40,266,528,472円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 75,408,255,035円 | 81,362,478,926円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 81,264,381,759口 | 88,779,063,259口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 9,279.36円 | 9,164.59円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 487,586,290円 | 532,674,379円 |
| | 2025年 1月21日から<br>2025年 2月20日までの計算期間 | 2025年 7月23日から<br>2025年 8月20日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 304,106,826円 | 192,102,321円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 34,317,760,851円 | 41,527,810,407円 |

| | | |
|---|---|---|
| 分配準備積立金額 | 41,679,022,046円 | 39,798,985,993円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 76,300,889,723円 | 81,518,898,721円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 82,428,502,224口 | 89,323,166,471口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 9,256.60円 | 9,126.28円 |
| 1万口当たり分配金額 | 60.00円 | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | 494,571,013円 | 535,938,998円 |
| | | 2025年 8月21日から<br>2025年 9月22日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | | 357,739,694円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | | －円 |
| 収益調整金額 | | 41,793,512,111円 |
| 分配準備積立金額 | | 39,383,705,718円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | | 81,534,957,523円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | | 89,535,831,219口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | | 9,106.39円 |
| 1万口当たり分配金額 | | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | | 537,214,987円 |
| | | 2025年 9月23日から<br>2025年10月20日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | | 222,156,504円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | | －円 |
| 収益調整金額 | | 41,561,010,961円 |
| 分配準備積立金額 | | 38,945,591,009円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | | 80,728,758,474円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | | 88,992,805,499口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | | 9,071.37円 |
| 1万口当たり分配金額 | | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | | 533,956,832円 |
| | | 2025年10月21日から<br>2025年11月20日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | | 292,402,745円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | | －円 |
| 収益調整金額 | | 41,036,089,888円 |
| 分配準備積立金額 | | 38,111,846,675円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | | 79,440,339,308円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | | 87,831,094,252口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | | 9,044.66円 |
| 1万口当たり分配金額 | | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | | 526,986,565円 |
| | | 2025年11月21日から<br>2025年12月22日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | | 310,740,156円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | | 1,254,442,212円 |
| 収益調整金額 | | 40,737,127,943円 |
| 分配準備積立金額 | | 37,255,612,568円 |

| | | |
|---|---|---|
| 当ファンドの分配対象収益額 | | 79,557,922,879円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | | 86,806,191,744口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | | 9,165.00円 |
| 1万口当たり分配金額 | | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | | 520,837,150円 |
| | | 2025年12月23日から<br>2026年 1月20日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | | 145,603,814円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | | 4,407,861,505円 |
| 収益調整金額 | | 40,229,082,703円 |
| 分配準備積立金額 | | 37,557,677,414円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | | 82,340,225,436円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | | 85,432,756,364口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | | 9,637.99円 |
| 1万口当たり分配金額 | | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | | 512,596,538円 |
| | | 2026年 1月21日から<br>2026年 2月20日まで<br>の計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | | 221,759,240円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | | －円 |
| 収益調整金額 | | 39,585,115,467円 |
| 分配準備積立金額 | | 40,901,485,580円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | | 80,708,360,287円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | | 84,032,644,611口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | | 9,604.40円 |
| 1万口当たり分配金額 | | 60.00円 |
| 収益分配金金額 | | 504,195,867円 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期<br>自 2024年 8月21日<br>至 2025年 2月20日 | 当期<br>自 2025年 2月21日<br>至 2026年 2月20日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、出資金(MLP)の価格変動リスク、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。<br>1.パフォーマンス評価<br>2.リスク分析<br>3.運用ガイドラインチェック<br>4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等 | 同左 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期<br>自 2024年 8月21日<br>至 2025年 2月20日 | 当期<br>自 2025年 2月21日<br>至 2026年 2月20日 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | 親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

| 項目 | 前期<br>自 2024年 8月21日<br>至 2025年 2月20日 | 当期<br>自 2025年 2月21日<br>至 2026年 2月20日 |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 70,958,317,619円 | 82,428,502,224円 |
| 期中追加設定元本額 | 12,517,549,287円 | 10,006,912,833円 |
| 期中解約元本額 | 1,047,364,682円 | 8,402,770,446円 |

2　有価証券関係
売買目的有価証券

| 種類 | 前期<br>2025年 2月20日現在 | 当期<br>2026年 2月20日現在 |
|---|---|---|
| | 当期の損益に含まれた評価差額（円） | 当期の損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | △3,378,909,582 | 266,218,234 |
| 合計 | △3,378,909,582 | 266,218,234 |

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（４）附属明細表

第１　有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 総口数（口） | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド | 25,354,117,559 | 129,582,359,432 | |
| | 小計 | 銘柄数：1 | 25,354,117,559 | 129,582,359,432 | |
| | | 組入時価比率：100.4% | | 100.0% | |
| 合計 | | | | 129,582,359,432 | |

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンドの計算期間はフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）の計算期間とは異なり、毎年2月21日から翌年2月20日までであります。

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | 2025年 2月20日現在 | 2026年 2月20日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 6,849,585,993 | 7,353,302,154 |
| コール・ローン | 4,058,808,955 | 919,332,257 |
| 出資金 | 27,264,725,423 | 17,808,735,402 |
| 株式 | 148,102,063,367 | 186,217,519,920 |
| 投資証券 | 19,648,557,909 | 17,346,450,935 |
| 派生商品評価勘定 | 2,025,839 | － |
| 未収配当金 | 170,564,710 | 109,541,314 |
| 未収利息 | 49,804 | 15,112 |
| 前払金 | 182,308,160 | 1,186,998,462 |
| 流動資産合計 | 206,278,690,160 | 230,941,895,556 |
| 資産合計 | 206,278,690,160 | 230,941,895,556 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | － | 34,519,632 |
| 未払解約金 | 43,574,622 | 676,927,243 |
| その他未払費用 | 244,724,746 | 218,722,444 |
| 流動負債合計 | 288,299,368 | 930,169,319 |
| 負債合計 | 288,299,368 | 930,169,319 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 44,483,657,674 | 45,004,505,699 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 161,506,733,118 | 185,007,220,538 |
| 元本等合計 | 205,990,390,792 | 230,011,726,237 |
| 純資産合計 | 205,990,390,792 | 230,011,726,237 |
| 負債純資産合計 | 206,278,690,160 | 230,941,895,556 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 自 2025年 2月21日　至 2026年 2月20日 |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 出資金(MLP)・株式・投資証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3.収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>(1)出資金(MLP)・投資証券<br>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>(2)株式<br>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 |
| 4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

| 自 2024年 8月21日<br>至 2025年 2月20日 | 自 2025年 2月21日<br>至 2026年 2月20日 |
|---|---|
| MLP投資にかかる税金費用<br>（当計算期間の財務諸表に開示した金額）<br>未払費用　244,724,746円<br>（財務諸表利用者の理解に資するその他の情報）<br>貸借対照表に計上された未払費用は、当ファンドが保有するアメリカ合衆国のMLPから生じた配当に係る税金の支払に備えるための見積り計上額です。<br>保有するMLPからの配当金額に、観察できる情報をもとに見積もった実効税率を乗じた額から、アメリカ合衆国での源泉徴収税額を控除して未払費用を算出しております。<br>税金費用は年度の税務申告にて確定するため、翌期以降の計算期間にて追加の税金費用計上または還付等による収益計上が発生する可能性があります。<br>上記記載は、期末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。 | MLP投資にかかる税金費用<br>（当計算期間の財務諸表に開示した金額）<br>未払費用　218,722,444円<br>（財務諸表利用者の理解に資するその他の情報）<br>貸借対照表に計上された未払費用は、当ファンドが保有するアメリカ合衆国のMLPから生じた配当に係る税金の支払に備えるための見積り計上額です。<br>保有するMLPからの配当金額に、観察できる情報をもとに見積もった実効税率を乗じた額から、アメリカ合衆国での源泉徴収税額を控除して未払費用を算出しております。<br>税金費用は年度の税務申告にて確定するため、翌期以降の計算期間にて追加の税金費用計上または還付等による収益計上が発生する可能性があります。<br>上記記載は、期末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 2025年 2月20日現在 | 2026年 2月20日現在 |
|---|---|
| 1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数<br>44,483,657,674口 | 1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数<br>45,004,505,699口 |
| 2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの<br>一口当たり純資産額 4.6307円<br>（一万口当たり純資産額） (46,307円) | 2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの<br>一口当たり純資産額 5.1109円<br>（一万口当たり純資産額） (51,109円) |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2024年 8月21日<br>至 2025年 2月20日 | 自 2025年 2月21日<br>至 2026年 2月20日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、出資金(MLP)の価格変動リスク、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。<br>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。<br>1.パフォーマンス評価<br>2.リスク分析<br>3.運用ガイドラインチェック<br>4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等 | 同左 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 自 2024年 8月21日<br>至 2025年 2月20日 | 自 2025年 2月21日<br>至 2026年 2月20日 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | 出資金(MLP)、株式、投資証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>派生商品評価勘定<br>デリバティブ取引については、（その他の注記）の3　デリバティブ取引関係に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 |

（その他の注記）

1　元本の移動等

| 項目 | 自 2024年 8月21日<br>至 2025年 2月20日 | 自 2025年 2月21日<br>至 2026年 2月20日 |
|---|---|---|
| 開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額 | 35,093,640,734円 | 44,483,657,674円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 12,046,169,777円 | 11,099,147,077円 |
| 同期中における解約元本額 | 2,656,152,837円 | 10,578,299,052円 |
| 元本の内訳 | | |
| フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型） | 7,792,525,375円 | 9,856,954,568円 |
| フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（年２回決算型） | 7,205,489,602円 | 6,386,615,835円 |
| フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（３ヵ月決算型） | 3,138,948,675円 | 3,406,817,737円 |
| フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用） | 26,346,694,022円 | 25,354,117,559円 |
| 計 | 44,483,657,674円 | 45,004,505,699円 |

2　有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 2025年 2月20日現在 | 2026年 2月20日現在 |
|---|---|---|
| | 当期の損益に含まれた評価差額（円） | 当期の損益に含まれた評価差額（円） |
| 出資金（MLP） | 5,634,395,695 | 606,846,575 |
| 株式 | 18,834,044,229 | 20,607,273,405 |
| 投資証券 | △957,205,880 | 247,708,218 |
| 合計 | 23,511,234,044 | 21,461,828,198 |

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 種類 | 2025年 2月20日現在 | | | | 2026年 2月20日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 契約額等（円） | うち1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 買建 | 1,004,382,745 | － | 1,006,408,584 | 2,025,839 | － | － | － | － |
| 米ドル | 1,004,382,745 | － | 1,006,408,584 | 2,025,839 | － | － | － | － |
| 売建 | － | － | － | － | 3,048,810,716 | － | 3,083,330,348 | △34,519,632 |
| 米ドル | － | － | － | － | 3,048,810,716 | － | 3,083,330,348 | △34,519,632 |
| 合計 | 1,004,382,745 | － | 1,006,408,584 | 2,025,839 | 3,048,810,716 | － | 3,083,330,348 | △34,519,632 |

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単価 | 金額 | |
| 株式 | 米ドル | ABBOTT LABORATORIES | 79,159 | 112.19 | 8,880,848.21 | |
| | | ABBVIE INC | 59,918 | 224.35 | 13,442,603.30 | |
| | | ALPHABET INC-CL A | 109,278 | 302.85 | 33,094,842.30 | |
| | | AMGEN INC | 24,035 | 375.50 | 9,025,142.50 | |
| | | AMPHENOL CORP-CL A | 139,240 | 151.20 | 21,053,088.00 | |
| | | APOLLO GLOBAL MANAGEMENT | 281,156 | 62.13 | 17,468,222.28 | ※ |
| | | APPLE INC | 145,202 | 260.58 | 37,836,737.16 | |
| | | ARES MANAGEMENT CORP - A | 187,927 | 129.85 | 24,402,320.95 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ATMOS ENERGY CORP | 109,104 | 178.97 | 19,526,342.88 | |
| | | BANK OF AMERICA CORP | 424,900 | 52.77 | 22,421,973.00 | |
| | | BLACKSTONE INC | 83,552 | 125.76 | 10,507,499.52 | |
| | | BLUE OWL CAPITAL INC | 650,842 | 11.58 | 7,536,750.36 | |
| | | BOEING CO/THE | 431,170 | 74.27 | 32,022,995.90 | ※ |
| | | BROADCOM INC | 82,637 | 333.99 | 27,599,931.63 | |
| | | CHENIERE ENERGY INC | 44,443 | 226.19 | 10,052,562.17 | |
| | | CITIGROUP INC | 240,489 | 115.55 | 27,788,503.95 | |
| | | COCA-COLA COMPANY | 266,778 | 78.91 | 21,051,451.98 | |
| | | COLGATE-PALMOLIVE CO | 252,995 | 93.98 | 23,776,470.10 | |
| | | DTE ENERGY COMPANY | 249,914 | 145.03 | 36,245,027.42 | |
| | | ELI LILLY AND COMPANY | 9,677 | 1023.22 | 9,901,699.94 | |
| | | EMERSON ELECTRIC CO | 170,985 | 151.30 | 25,870,030.50 | |
| | | FREEPORT-MCMORAN INC | 446,992 | 62.57 | 27,968,289.44 | |
| | | GOLDMAN SACHS GROUP INC | 18,200 | 916.65 | 16,683,030.00 | |
| | | INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN | 50,007 | 154.11 | 7,706,578.77 | |
| | | JOHNSON & JOHNSON | 75,955 | 246.91 | 18,754,049.05 | |
| | | JPMORGAN CHASE & CO | 110,854 | 308.05 | 34,148,574.70 | |
| | | KINDER MORGAN INC | 1,210,742 | 32.54 | 39,397,544.68 | |
| | | KKR & CO INC | 245,494 | 44.26 | 10,865,564.44 | ※ |
| | | L3HARRIS TECHNOLOGIES INC | 78,857 | 358.70 | 28,286,005.90 | |
| | | LENNAR CORP-A | 222,421 | 116.12 | 25,827,526.52 | |
| | | LOCKHEED MARTIN CORP | 25,165 | 666.51 | 16,772,724.15 | |
| | | MARVELL TECHNOLOGY INC | 358,924 | 79.61 | 28,573,939.64 | |
| | | MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS | 343,655 | 68.49 | 23,536,930.95 | |
| | | MCKESSON CORP | 33,800 | 937.14 | 31,675,332.00 | |
| | | MERCK & CO. INC. | 238,968 | 121.86 | 29,120,640.48 | |
| | | META PLATFORMS INC-A | 33,846 | 644.78 | 21,823,223.88 | |
| | | METLIFE INC | 234,600 | 78.10 | 18,322,260.00 | |
| | | MICROSOFT CORP | 80,321 | 398.46 | 32,004,705.66 | |
| | | NEXTERA ENERGY INC | 452,540 | 91.64 | 41,470,765.60 | |
| | | NORTHROP GRUMMAN CORP | 41,407 | 736.87 | 30,511,576.09 | |
| | | ONEOK INC | 331,722 | 86.88 | 28,820,007.36 | |
| | | ORACLE CORP | 129,409 | 156.54 | 20,257,684.86 | |
| | | PROCTER & GAMBLE CO/THE | 146,265 | 158.56 | 23,191,778.40 | |
| | | QUALCOMM INC | 175,282 | 141.27 | 24,762,088.14 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | QXO INC | 116,224 | 71.52 | 8,312,340.48 | ※ |
| | | SCHWAB (CHARLES) CORP | 118,286 | 93.87 | 11,103,506.82 | |
| | | SUNOCOCORP LLC | 139,333 | 58.09 | 8,093,853.97 | |
| | | TARGA RESOURCES CORP | 43,000 | 224.16 | 9,638,880.00 | |
| | | T-MOBILE US INC | 107,718 | 215.30 | 23,191,685.40 | |
| | | UNION PACIFIC CORP | 144,135 | 262.97 | 37,903,180.95 | |
| | | WALMART INC | 184,400 | 124.87 | 23,026,028.00 | |
| | | WILLIAMS COS INC | 817,327 | 72.17 | 58,986,489.59 | |
| | 小計 | 銘柄数：52 | 10,799,250 | | 1,200,241,829.97 | |
| | | | | | (186,217,519,920) | |
| | | 組入時価比率：81.0% | | | 100.0% | |
| 合計 | | | | | 186,217,519,920 | |
| (外貨建証券の邦貨換算額) | | | | | (186,217,519,920) | |

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注3)備考欄の※の銘柄はハイブリッド優先証券であることを示しています。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 出資金(MLP) | 米ドル | CROSSAMERICA PARTNERS LP | 266,293 | 5,863,771.86 | |
| | | ENERGY TRANSFER LP | 1,617,962 | 30,579,481.80 | |
| | | ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS | 737,769 | 26,692,482.42 | |
| | | MPLX LP | 208,882 | 11,964,760.96 | |
| | | PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A | 1,440,235 | 31,800,388.80 | |
| | | WESTERN MIDSTREAM PARTNERS L | 190,000 | 7,883,100.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：6 | 4,461,141 | 114,783,985.84 | |
| | | | | (17,808,735,402) | |
| | | 組入時価比率：7.7% | | 50.7% | |
| | 小計 | | | 17,808,735,402 | |
| | | | | (17,808,735,402) | |
| 投資証券 | 米ドル | AMERICAN TOWER CORP | 82,424 | 15,231,130.96 | |
| | | DIGITAL REALTY TRUST INC | 90,771 | 16,057,389.90 | |
| | | EQUINIX INC | 7,977 | 7,323,125.31 | |
| | | EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES | 406,753 | 27,313,463.95 | |
| | | PROLOGIS INC | 147,281 | 20,477,950.24 | |
| | | VICI PROPERTIES INC | 850,396 | 25,401,328.52 | |
| | 小計 | 銘柄数：6 | 1,585,602 | 111,804,388.88 | |
| | | | | (17,346,450,935) | |
| | | 組入時価比率：7.5% | | 49.3% | |
| | 小計 | | | 17,346,450,935 | |
| | | | | (17,346,450,935) | |
| | 合計 | | | 35,155,186,337 | |
| | (外貨建証券の邦貨換算額) | | | (35,155,186,337) | |

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「注記表（その他の注記）３ デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | 2026年6月29日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 143,147,378 |
| コール・ローン | 1,630,741,426 |
| 地方債証券 | 2,121,014,223 |
| 特殊債券 | 1,134,570,094 |
| 未収利息 | 329,621 |
| 前払費用 | 130,808 |
| 流動資産合計 | 5,029,933,550 |
| 資産合計 | 5,029,933,550 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 12,977,844 |
| 流動負債合計 | 12,977,844 |
| 負債合計 | 12,977,844 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,955,956,895 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 60,998,811 |
| 元本等合計 | 5,016,955,706 |
| 純資産合計 | 5,016,955,706 |
| 負債純資産合計 | 5,029,933,550 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 地方債証券及び特殊債券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。<br>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 2026年6月29日現在 |
|---|---|
| １．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 4,609,541,687円 |
| 同期中追加設定元本額 | 969,149,456円 |
| 同期中一部解約元本額 | 622,734,248円 |
| 元本の内訳 | |
| ファンド名 | |
| ニッセイグローバル好配当株式プラス（毎月決算型） | 10,000円 |
| ニッセイマネーマーケットファンド（適格機関投資家限定） | 49,732,640円 |
| ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型） | 9,994円 |
| ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型） | 9,984円 |
| ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型） | 9,984円 |
| ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型） | 9,984円 |
| ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型） | 9,984円 |
| ＪＰＸ日経４００アクティブ・オープン　米ドル投資型 | 9,976円 |

| | |
|---|---|
| ＪＰＸ日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型） | 9,976円 |
| ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型） | 9,974円 |
| ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン（年２回決算型） | 9,974円 |
| ニッセイＡＩ関連株式ファンド（為替ヘッジあり） | 9,967円 |
| ニッセイＡＩ関連株式ファンド（為替ヘッジなし） | 9,967円 |
| ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（資産成長型） | 9,968円 |
| ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５ | 570,991,915円 |
| ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５ | 2,608,306,235円 |
| ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド（資産成長型） | 9,969円 |
| ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド（年２回決算型） | 9,969円 |
| ニッセイＡＩ関連株式ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり） | 9,969円 |
| ニッセイＡＩ関連株式ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし） | 9,969円 |
| ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０ | 1,726,517,494円 |
| ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり） | 9,970円 |
| ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし） | 9,970円 |
| ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（資産成長型・為替ヘッジあり） | 9,970円 |
| ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（資産成長型・為替ヘッジなし） | 9,970円 |
| グローバル・ディスラプター成長株ファンド（予想分配金提示型） | 9,972円 |
| グローバル・ディスラプター成長株ファンド（資産成長型） | 9,972円 |
| ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド（予想分配金提示型） | 9,972円 |
| ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド（資産成長型） | 9,972円 |
| ニッセイ／シュローダー好利回りＣＢファンド２０２３－０２（為替ヘッジあり・限定追加型） | 9,974円 |
| ニッセイ・マルチアセット・インカム戦略ファンド（資産成長型） | 9,975円 |
| ニッセイ・マルチアセット・インカム戦略ファンド（毎月決算型） | 9,975円 |
| ニッセイＳ＆Ｐ５００リカバリー戦略株式ファンド | 9,973円 |
| ニッセイ・インド中小型株式ファンド | 9,969円 |
| ニッセイ・インド株式ファンド＜購入・換金手数料なし＞ | 9,964円 |
| ニッセイ・インド株式オープン（資産成長型） | 9,939円 |
| ニッセイ・インド株式オープン（３ヵ月決算型） | 9,939円 |
| ニッセイ／シュローダー好利回りＣＢファンド２０２５－０９（為替ヘッジなし・限定追加型） | 9,934円 |
| ニッセイ米国株式ブースト戦略ファンド（毎月決算・予想分配金提示型） | 9,910円 |
| ニッセイ米国株式ブースト戦略ファンド＜為替リスク限定型＞（毎月決算・予想分配金提示型） | 9,910円 |
| ニッセイ／シュローダー好利回りＣＢファンド２０２６－０３（為替ヘッジなし・限定追加型） | 9,901円 |
| ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） | 9,968円 |
| ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） | 9,968円 |
| ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり） | 9,968円 |
| ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし） | 9,968円 |
| 計 | 4,955,956,895円 |

| | |
|---|---|
| ２．　受益権の総数 | 4,955,956,895口 |

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自　2025年12月30日<br>至　2026年6月29日 |
|---|---|
| １．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| ２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 |
| ３．　金融商品に係るリスク管理体制 | 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、資産運用業協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 |

２．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 2026年6月29日現在 |
|---|---|
| １．　貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| ２．　時価の算定方法 | (1)有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| ３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 2026年6月29日現在<br>当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 地方債証券 | － |
| 特殊債券 | － |
| 合計 | － |

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2026年4月16日から2026年6月29日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 2026年6月29日現在 |
|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 1.0123円<br>（10,123円） |

附属明細表
第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2026年6月29日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額<br>（円） | 評価額<br>（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 地方債証券 | 第７６０回　東京都公募公債 | 288,000,000 | 287,483,484 | |
| | 平成２９年度第３回　埼玉県公募公債 | 480,000,000 | 475,681,191 | |
| | 令和３年度第６回　埼玉県公募公債（５年） | 500,000,000 | 499,680,278 | |
| | 第１６０回　共同発行市場公募地方債 | 272,000,000 | 271,878,928 | |
| | 平成２８年度第１回　静岡市公募公債 | 288,000,000 | 287,042,946 | |
| | 平成２８年度第４回　京都市公募公債 | 300,000,000 | 299,247,396 | |
| 地方債証券　合計 | | 2,128,000,000 | 2,121,014,223 | |
| 特殊債券 | 第２９１回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 183,000,000 | 182,515,710 | |
| | 第３０９回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 576,000,000 | 571,240,756 | |
| | 第９５回　政保地方公共団体金融機構債券 | 384,000,000 | 380,813,628 | |
| 特殊債券　合計 | | 1,143,000,000 | 1,134,570,094 | |
| 合計 | | | 3,255,584,317 | |

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

2026年6月30日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 105,262,279,068円 |
| Ⅱ　負債総額 | 629,333,981円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 104,632,945,087円 |
| Ⅳ　発行済数量 | 113,491,851,525口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 0.9219円 |

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

2026年6月30日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 12,828,723,164円 |
| Ⅱ　負債総額 | 70,543,287円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 12,758,179,877円 |
| Ⅳ　発行済数量 | 3,407,056,417口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 3.7446円 |

（参考）

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2026年6月30日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 5,041,877,297円 |
| Ⅱ　負債総額 | 11,179,306円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 5,030,697,991円 |
| Ⅳ　発行済数量 | 4,969,404,144口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.0123円 |

# 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

**（１）受益証券の名義書換等**

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

**（２）受益者に対する特典**

ありません。

**（３）譲渡制限**

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

**（４）受益権の譲渡**

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（５）受益権の再分割**

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて**

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

# 第１【委託会社等の概況】

## １【委託会社等の概況】

### （１）資本金の額

2026年6月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。
委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。
最近５年間における資本金の増減はありません。

### （２）委託会社等の機構

①　会社の意思決定機構

委託会社は最低３名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長１名を選任します。また、取締役会は、取締役会長１名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

②　投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

## ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年6月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

| 種類 | ファンド数（本） | 純資産総額合計額<br>（単位：億円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 409 | 98,038 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 140 | 19,516 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 549 | 117,554 |

○　純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

## ３【委託会社等の経理状況】

１.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第31期事業年度（自2025年4月1日　至2026年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　圭　介

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　健　嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

※　１．上記の監査報告書の原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（2025年3月31日） | | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 22,854,185 | | 28,020,875 |
| 有価証券 | | 8,572,194 | | 9,852,298 |
| 前払費用 | | 658,467 | | 652,908 |
| 未収委託者報酬 | | 7,296,469 | | 8,383,760 |
| 未収運用受託報酬 | | 7,995,592 | | 12,147,819 |
| 未収投資助言報酬 | | 283,590 | | 314,308 |
| その他 | | 44,991 | | 54,414 |
| 流動資産合計 | | 47,705,492 | | 59,426,385 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物附属設備 | ※1 | 150,025 | ※1 | 369,295 |
| 車両 | ※1 | 0 | ※1 | 0 |
| 器具備品 | ※1 | 66,448 | ※1 | 111,772 |
| 有形固定資産合計 | | 216,474 | | 481,067 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 3,280,169 | | 3,504,032 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 849,779 | | 644,444 |
| その他 | | 8,013 | | 540 |
| 無形固定資産合計 | | 4,137,963 | | 4,149,017 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 45,045,217 | | 43,104,360 |
| 関係会社株式 | | 66,222 | | 66,222 |
| 長期前払費用 | | 10,950 | | 1,259 |
| 差入保証金 | | 355,422 | | 540,497 |
| 繰延税金資産 | | 1,773,861 | | 1,802,229 |
| その他 | | 34,973 | | 30,536 |
| 投資その他の資産合計 | | 47,286,649 | | 45,545,106 |
| 固定資産合計 | | 51,641,087 | | 50,175,190 |
| 資産合計 | | 99,346,580 | | 109,601,575 |

| | | |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 63,906 | 66,817 |
| 未払収益分配金 | 6,131 | 2,745 |
| 未払手数料 | 2,657,754 | 3,066,717 |
| 未払運用委託報酬 | 4,710,021 | 10,176,381 |
| 未払投資助言報酬 | 968,972 | 1,147,842 |
| その他未払金 | 1,016,371 | 1,275,441 |
| 未払費用 | 196,870 | 218,644 |
| 未払法人税等 | 4,057,802 | 5,059,428 |
| 未払消費税等 | 701,846 | 1,253,474 |
| 賞与引当金 | 1,395,185 | 1,557,662 |
| その他 | 24,296 | 36,970 |
| 流動負債合計 | 15,799,159 | 23,862,126 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | 11,975 | 13,619 |
| 退職給付引当金 | 2,576,216 | 2,656,245 |
| 資産除去債務 | － | 239,806 |
| その他 | － | 22,141 |
| 固定負債合計 | 2,588,191 | 2,931,812 |
| 負債合計 | 18,387,350 | 26,793,938 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,281,840 | 8,281,840 |
| 資本剰余金合計 | 8,281,840 | 8,281,840 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 139,807 | 139,807 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 120,000 | 120,000 |
| 研究開発積立金 | 70,000 | 70,000 |
| 別途積立金 | 350,000 | 350,000 |
| 繰越利益剰余金 | 62,659,698 | 64,235,360 |
| 利益剰余金合計 | 63,339,505 | 64,915,167 |
| 株主資本合計 | 81,621,345 | 83,197,007 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 400,087 | △ 191,078 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 262,029 | △ 198,291 |
| 評価・換算差額等合計 | △ 662,116 | △ 389,369 |
| 純資産合計 | 80,959,229 | 82,807,637 |
| 負債・純資産合計 | 99,346,580 | 109,601,575 |

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 31,456,939 | 32,105,384 |
| 運用受託報酬 | 26,331,034 | 35,422,867 |
| 投資助言報酬 | 1,238,881 | 1,252,739 |
| その他営業収益 | 10,956 | 42,217 |
| 営業収益計 | 59,037,813 | 68,823,209 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 11,805,264 | 12,408,706 |
| 広告宣伝費 | 80,550 | 85,839 |
| 公告費 | 625 | － |
| 調査費 | 16,210,069 | 22,394,854 |
| 支払運用委託報酬 | 9,615,456 | 15,294,098 |
| 支払投資助言報酬 | 3,870,774 | 4,308,431 |
| 委託調査費 | 168,932 | 154,417 |
| 調査費 | 2,554,905 | 2,637,907 |
| 委託計算費 | 301,022 | 301,300 |
| 営業雑経費 | 1,216,684 | 1,398,756 |
| 通信費 | 68,975 | 65,608 |
| 印刷費 | 163,162 | 160,610 |
| 協会費 | 37,581 | 36,127 |
| その他営業雑経費 | 946,964 | 1,136,410 |
| 営業費用計 | 29,614,216 | 36,589,457 |
| 一般管理費 | | |
| 役員報酬 | 289,676 | 321,290 |
| 給料・手当 | 5,718,948 | 6,026,361 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,394,643 | 1,553,691 |
| 賞与 | 339,838 | 264,953 |
| 福利厚生費 | 1,179,383 | 1,198,393 |
| 退職給付費用 | 476,160 | 457,111 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 1,937 | － |
| 役員退職慰労金 | 575 | － |
| その他人件費 | 191,598 | 174,977 |
| 不動産賃借料 | 800,728 | 821,272 |
| その他不動産経費 | 33,242 | 33,935 |
| 交際費 | 29,941 | 37,232 |
| 旅費交通費 | 173,926 | 243,186 |
| 固定資産減価償却費 | 976,601 | 1,220,226 |
| 租税公課 | 390,131 | 430,855 |
| 業務委託費 | 461,373 | 430,107 |
| 器具備品費 | 998,175 | 1,013,203 |
| 保険料 | 45,554 | 51,164 |
| 寄付金 | 10,171 | 1,997 |
| 諸経費 | 428,756 | 491,252 |
| 一般管理費計 | 13,941,364 | 14,771,215 |
| 営業利益 | 15,482,231 | 17,462,537 |
| 営業外収益 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受取利息 | | 4,078 | | 21,388 |
| 有価証券利息 | | 98,927 | | 124,809 |
| 受取配当金 | ※1 | 41,227 | ※1 | 55,180 |
| その他営業外収益 | | 38,594 | | 26,633 |
| 営業外収益計 | | 182,828 | | 228,013 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | | 20,890 | | 25,514 |
| 金融派生商品費用 | | 136,943 | | 150,784 |
| 控除対象外消費税 | | 14,014 | | 10,959 |
| その他営業外費用 | | 952 | | 1,060 |
| 営業外費用計 | | 172,801 | | 188,319 |
| 経常利益 | | 15,492,258 | | 17,502,230 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 182,453 | | 200,899 |
| 投資有価証券償還益 | | 277 | | 25,578 |
| 特別利益計 | | 182,731 | | 226,478 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 187,500 | | 68,029 |
| 投資有価証券償還損 | | 397,772 | | 145,313 |
| 固定資産売却損 | | 211 | | － |
| 固定資産除却損 | ※2 | 773 | ※2 | 10,003 |
| 事故損失賠償金 | | － | ※3 | 46 |
| 特別損失計 | | 586,258 | | 223,393 |
| 税引前当期純利益 | | 15,088,731 | | 17,505,315 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,513,024 | | 5,459,991 |
| 法人税等調整額 | | △ 46,562 | | △ 152,710 |
| 法人税等合計 | | 4,466,462 | | 5,307,281 |
| 当期純利益 | | 10,622,269 | | 12,198,034 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2024年4月1日　至2025年3月31日)

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | 配当準備積立金 | 研究開発積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840 | 139,807 | 120,000 | 70,000 | 350,000 | 60,488,508 | 61,168,315 | 79,450,155 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | － | － | － | － | － | － | － | 46,146 | 46,146 | 46,146 |
| 遡及処理後当期首残高 | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840 | 139,807 | 120,000 | 70,000 | 350,000 | 60,534,655 | 61,214,462 | 79,496,302 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | － | － | － | － | △ 8,497,226 | △ 8,497,226 | △ 8,497,226 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | － | － | 10,622,269 | 10,622,269 | 10,622,269 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | － | 2,125,043 | 2,125,043 | 2,125,043 |
| 当期末残高 | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840 | 139,807 | 120,000 | 70,000 | 350,000 | 62,659,698 | 63,339,505 | 81,621,345 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △ 484,519 | △ 329,920 | △ 814,439 | 78,635,715 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | △ 46,146 | － | △ 46,146 | － |
| 遡及処理後当期首残高 | △ 530,666 | △ 329,920 | △ 860,586 | 78,635,715 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △ 8,497,226 |
| 当期純利益 | － | － | － | 10,622,269 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 130,578 | 67,891 | 198,470 | 198,470 |
| 当期変動額合計 | 130,578 | 67,891 | 198,470 | 2,323,513 |
| 当期末残高 | △ 400,087 | △ 262,029 | △ 662,116 | 80,959,229 |

当事業年度(自2025年4月1日　至2026年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | 配当準備積立金 | 研究開発積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840 | 139,807 | 120,000 | 70,000 | 350,000 | 62,659,698 | 63,339,505 | 81,621,345 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | － | － | － | － | △ 10,622,373 | △ 10,622,373 | △ 10,622,373 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | － | － | 12,198,034 | 12,198,034 | 12,198,034 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | － | 1,575,661 | 1,575,661 | 1,575,661 |
| 当期末残高 | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840 | 139,807 | 120,000 | 70,000 | 350,000 | 64,235,360 | 64,915,167 | 83,197,007 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △ 400,087 | △ 262,029 | △ 662,116 | 80,959,229 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △ 10,622,373 |
| 当期純利益 | － | － | － | 12,198,034 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 209,008 | 63,738 | 272,746 | 272,746 |
| 当期変動額合計 | 209,008 | 63,738 | 272,746 | 1,848,408 |
| 当期末残高 | △ 191,078 | △ 198,291 | △ 389,369 | 82,807,637 |

**注記事項**

**（重要な会計方針）**

| 項目 | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | ①　満期保有目的の債券<br>償却原価法（定額法）によっております。<br>②　その他有価証券<br>決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。<br>③　関係会社株式<br>移動平均法に基づく原価法によっております。 |
| ２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 |
| ３．固定資産の減価償却の方法 | ①　有形固定資産<br>定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。<br>②　無形固定資産<br>定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ４．引当金の計上基準 | ①　賞与引当金<br>従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。<br>②　退職給付引当金<br>従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。<br>受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 |
| ５．収益及び費用の計上基準 | 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。<br>①投資信託委託業務<br>投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産　の運用指図等を行っております。<br>委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。<br>②投資運用業務<br>投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を　一任して運用指図等を行っております。 |

| | |
|---|---|
| | 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。<br>③投資助言業務<br>投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。<br>投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 |
| ６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| ７．ヘッジ会計の方法 | ①ヘッジ会計の方法<br>繰延ヘッジ処理によっております。<br>②ヘッジ手段とヘッジ対象<br>ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。<br>ヘッジ手段・・・為替予約<br>ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券<br>③ヘッジ方針<br>ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。<br>④ヘッジ有効性評価の方法<br>ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。 |
| ８．グループ通算制度の適用 | 当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。 |

**（未適用の会計基準等）**

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

１．概要
2016年1月に国際会計基準審議会（IASB）より国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会（FASB）よりFASB Accounting Standards Codification（FASBによる会計基準のコード化体系）のTopic 842「リース」（以下「Topic 842」という。）が公表されました。IFRS第16号及びTopic 842では、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用権モデルにより、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を計上することとされています。IFRS第16号及びTopic 842の公表により、我が国の会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなり、国際的な比較において議論となる可能性がありました。
こうした状況への対応として、2024年9月13日に企業会計基準委員会により、リースに関する会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針が公表されました。

２．適用予定日
2028年3月期の期首から適用します。

３．当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

**（貸借対照表関係）**

※１．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（2025年3月31日） | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 建物附属設備 | 363,224千円 | 375,299千円 |
| 車両 | 6,729 | 6,729 |
| 器具備品 | 472,611 | 453,372 |
| 計 | 842,565 | 835,400 |

**（損益計算書関係）**

※１．各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（2025年3月31日） | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 受取配当金 | 20,664千円 | 37,343千円 |

※２．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 器具備品 | 773 | 2,241 |
| ソフトウェア | － | 288 |
| 電信加入権 | － | 71 |
| 電話加入権 | － | 7,402 |
| 計 | 773 | 10,003 |

※３．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

**（株主資本等変動計算書関係）**

前事業年度（自2024年4月1日　至2025年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

| | 当事業年度期首<br>株式数<br>（千株） | 当事業年度<br>増加株式数<br>（千株） | 当事業年度<br>減少株式数<br>（千株） | 当事業年度末<br>株式数<br>（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 108 | － | － | 108 |
| 合計 | 108 | － | － | 108 |

２．配当に関する事項

①配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 8,497,226千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 78,353円 |
| 基準日 | 2024年3月31日 |
| 効力発生日 | 2024年6月26日 |

当事業年度（自2025年4月1日　至2026年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

| | 当事業年度期首<br>株式数<br>（千株） | 当事業年度<br>増加株式数<br>（千株） | 当事業年度<br>減少株式数<br>（千株） | 当事業年度末<br>株式数<br>（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 108 | － | － | 108 |
| 合計 | 108 | － | － | 108 |

２．配当に関する事項

①配当金支払額

2025年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 10,622,373千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 97,949円 |
| 基準日 | 2025年3月31日 |
| 効力発生日 | 2025年6月27日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

| | |
|---|---|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 12,198,122千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 112,479円 |
| 基準日 | 2026年3月31日 |
| 効力発生日 | 2026年6月26日 |

**（金融商品関係）**

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 32,793,713 | 32,360,235 | △433,478 |
| その他有価証券 | 20,823,699 | 20,823,699 | － |
| 資産計 | 53,617,412 | 53,183,934 | △433,478 |
| デリバティブ取引（※） | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 14,098 | 14,098 | － |
| デリバティブ取引計 | 14,098 | 14,098 | － |

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2026年3月31日）　　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 33,358,659 | 32,810,304 | △548,355 |
| その他有価証券 | 19,597,999 | 19,597,999 | － |
| 資産計 | 52,956,658 | 52,408,303 | △548,355 |
| デリバティブ取引（※） | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | △22,141 | △22,141 | － |
| デリバティブ取引計 | △22,141 | △22,141 | － |

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注１）市場価格のない株式等

（単位：千円）

| 区分 | 前事業年度<br>（2025年3月31日） |
|---|---|
| 関係会社株式 | 66,222 |

（単位：千円）

| 区分 | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|
| 関係会社株式 | 66,222 |

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | － | 20,823,699 | － | 20,823,699 |
| デリバティブ取引（※） | | | | |
| 為替予約 | － | 14,098 | － | 14,098 |
| 合計 | － | 20,837,797 | － | 20,837,797 |

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2026年3月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 64,980 | 19,533,019 | － | 19,597,999 |
| デリバティブ取引（※） | | | | |
| 為替予約 | － | △22,141 | － | △22,141 |
| 合計 | 64,980 | 19,510,878 | － | 19,575,878 |

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | － | 32,360,235 | － | 32,360,235 |
| 合計 | － | 32,360,235 | － | 32,360,235 |

当事業年度（2026年3月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | － | 32,810,304 | － | 32,810,304 |
| 合計 | － | 32,810,304 | － | 32,810,304 |

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場投資信託、地方債は相場価格を用いて評価しております。上場投資信託は、市場での取引頻度が高く、活発な市場における相場価格と認められるため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方、地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

４．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

| | １年以内（千円） | １年超５年以内（千円） | ５年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| ①　現金・預金 | 22,854,185 | － | － | － |
| ②　有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 8,570,000 | 24,280,000 | － | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 国債・地方債等 | － | － | － | － |
| その他（注） | 2,735,734 | 16,137,863 | 1,020,217 | － |
| 合計 | 34,159,920 | 40,417,863 | 1,020,217 | － |

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度(2026年3月31日)

| | １年以内（千円） | １年超５年以内（千円） | ５年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| ①　現金・預金 | 28,020,875 | － | － | － |
| ②　有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 9,860,000 | 23,120,000 | 650,000 | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 国債・地方債等 | － | － | － | － |
| その他（注） | 5,814,354 | 12,837,842 | 255,752 | 619,184 |
| 合計 | 43,695,230 | 35,957,842 | 905,752 | 619,184 |

（注）投資信託受益証券であります。

**（有価証券関係）**

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2025年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | (1)国債・地方債等 | 497,111 | 498,590 | 1,478 |
| | (2)社債 | － | － | － |
| | (3)その他 | － | － | － |
| | 小計 | 497,111 | 498,590 | 1,478 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | 32,296,601 | 31,861,645 | △434,956 |
| | (2)社債 | － | － | － |
| | (3)その他 | － | － | － |
| | 小計 | 32,296,601 | 31,861,645 | △434,956 |
| 合計 | | 32,793,713 | 32,360,235 | △433,478 |

当事業年度（2026年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | (1)国債・地方債等 | － | － | － |
| | (2)社債 | － | － | － |
| | (3)その他 | － | － | － |
| | 小計 | － | － | － |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | 33,358,659 | 32,810,304 | △548,355 |
| | (2)社債 | － | － | － |
| | (3)その他 | － | － | － |
| | 小計 | 33,358,659 | 32,810,304 | △548,355 |
| 合計 | | 33,358,659 | 32,810,304 | △548,355 |

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額（千円） | 取得原価または償却原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | (1)株式 | － | － | － |
| | (2)債券 | － | － | － |
| | ①国債・地方債等 | － | － | － |
| | ②社債 | － | － | － |
| | ③その他 | － | － | － |
| | (3)その他（注１） | 6,931,654 | 6,338,965 | 592,688 |
| | 小計 | 6,931,654 | 6,338,965 | 592,688 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | (1)株式 | － | － | － |
| | (2)債券 | － | － | － |
| | ①国債・地方債等 | － | － | － |
| | ②社債 | － | － | － |
| | ③その他 | － | － | － |
| | (3)その他（注１） | 13,892,045 | 15,089,000 | △1,196,954 |
| | 小計 | 13,892,045 | 15,089,000 | △1,196,954 |
| 合計 | | 20,823,699 | 21,427,965 | △604,265 |

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額（千円） | 取得原価または償却原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | (1)株式 | － | － | － |
| | (2)債券 | － | － | － |
| | ①国債・地方債等 | － | － | － |
| | ②社債 | － | － | － |
| | ③その他 | － | － | － |
| | (3)その他（注１） | 8,399,152 | 7,576,965 | 822,187 |
| | 小計 | 8,399,152 | 7,576,965 | 822,187 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | (1)株式 | － | － | － |
| | (2)債券 | － | － | － |
| | ①国債・地方債等 | － | － | － |
| | ②社債 | － | － | － |
| | ③その他 | － | － | － |
| | (3)その他（注１） | 11,198,847 | 12,308,000 | △1,109,153 |
| | 小計 | 11,198,847 | 12,308,000 | △1,109,153 |
| 合計 | | 19,597,999 | 19,884,965 | △286,965 |

（注１）投資信託受益証券等であります。
（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自2024年4月1日　至2025年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---|---|---|---|
| (1)株式 | － | － | － |
| (2)債券 | 3,365,754 | － | 93,425 |
| (3)その他 | 5,959,412 | 182,453 | 94,075 |
| 合計 | 9,325,167 | 182,453 | 187,500 |

当事業年度（自2025年4月1日　至2026年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---|---|---|---|
| (1)株式 | － | － | － |
| (2)債券 | － | － | － |
| (3)その他 | 2,288,869 | 200,899 | 68,029 |
| 合計 | 2,288,869 | 200,899 | 68,029 |

**（デリバティブ取引関係）**

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

前事業年度（2025年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（千円） | 契約額等のうち1年超（千円） | 時価（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引<br>米ドル売建 | 投資<br>有価証券 | 668,354 | － | 14,098 |
| 合計 | | | 668,354 | － | 14,098 |

（注１）　時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（注２）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2026年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（千円） | 契約額等のうち1年超（千円） | 時価（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引<br>米ドル売建 | 投資<br>有価証券 | 471,646 | － | △22,141 |
| 合計 | | | 471,646 | － | △22,141 |

（注１）　時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（注２）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

**（退職給付関係）**

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,284,401 千円 | 2,298,329 千円 |
| 勤務費用 | 311,827 | 309,291 |
| 利息費用 | 19,553 | 34,628 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △67,081 | △134,771 |
| 退職給付の支払額 | △251,223 | △206,370 |
| 簡便法から原則法への変更に伴う振替額 | － | 129,905 |
| その他 | 851 | － |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,298,329 | 2,431,013 |

（２）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付引当金の期首残高 | 160,035千円 | 183,469千円 |
| 退職給付費用 | 17,740 | 26,564 |
| 退職給付の支払額 | △805 | △30,860 |
| 簡便法から原則法への変更に伴う振替額 | － | △167,172 |
| その他 | 6,498 | － |
| 退職給付引当金の期末残高 | 183,469 | 12,000 |

（３）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度<br>（2025年3月31日） | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,481,798千円 | 2,443,012千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 94,417 | 213,232 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,576,216 | 2,656,245 |
| 退職給付引当金 | 2,576,216 | 2,656,245 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,576,216 | 2,656,245 |

（４）退職給付費用

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 17,740千円 | 26,564千円 |
| 勤務費用 | 311,827 | 309,291 |
| 利息費用 | 19,553 | 34,628 |
| 数理計算上の差異の当期費用処理額 | △2,539 | △15,956 |
| 簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額 | － | △37,267 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 346,581 | 317,260 |

（５）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 割引率 | 1.55 ％ | 2.35％ |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において84,597千円、当事業年度において86,974千円であり、退職給付費用に計上しております。

**（税効果会計関係）**

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度<br>（2025年3月31日） | 当事業年度<br>（2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 427,205　千円 | 490,975　千円 |
| 未払事業税 | 138,469 | 188,429 |
| 退職給付引当金 | 810,802 | 837,248 |
| 税務上の繰延資産償却超過額 | 1,670 | 573 |
| 投資有価証券評価差額 | 414,969 | 380,173 |
| 減価償却超過額 | 1,121 | 1,109 |
| 資産除去債務 | 26,147 | 104,281 |
| その他 | 153,734 | 140,267 |
| 小計 | 1,974,120 | 2,143,058 |
| 評価性引当額 | △7,558 | △1,106 |
| 繰延税金資産合計 | 1,966,562 | 2,141,952 |
| 繰延税金負債 | | |
| 特別分配金否認 | 21,837 | 26,040 |
| 投資有価証券評価差額 | 170,863 | 238,095 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | － | 75,586 |
| 繰延税金負債合計 | 192,701 | 339,723 |
| 繰延税金資産(△は負債)の純額 | 1,773,861 | 1,802,229 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従っております。

**（セグメント情報等）**

［セグメント情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自2024年4月1日　至2025年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称または氏名 | 営業収益 |
|---|---|
| 日本生命保険相互会社 | 6,804,755 |

当事業年度（自2025年4月1日　至2026年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称または氏名 | 営業収益 |
|---|---|
| 日本生命保険相互会社 | 7,527,222 |

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

**（収益認識関係）**

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分 | 前事業年度<br>（自 2024年4月1日<br>至2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自 2025年4月1日<br>至2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 投資信託委託業務 | 31,456,939 | 32,105,384 |
| 投資運用業務（注） | 26,331,034 | 35,422,867 |
| 投資助言業務 | 1,238,881 | 1,252,739 |
| その他営業収益 | 10,956 | 42,217 |
| 計 | 59,037,813 | 68,823,209 |

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「５．収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

**（関連当事者との取引）**

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2024年4月1日　至2025年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区 | 50,000 | 生命保険業 | （被所有）直接100.00% | 兼任有出向有転籍有 | 営業取引 | 運用受託報酬の受取 | 6,751,148 | 未収運用受託報酬 | 1,728,378 |
| | | | | | | | | 投資助言報酬の受取 | 117,115 | 未収投資助言報酬 | 10,644 |
| | | | | | | | | グループ通算に伴う支払 | 117,888 | その他未払金 | 117,888 |

当事業年度（自2025年4月1日　至2026年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区 | 50,000 | 生命保険業 | （被所有）直接100.00% | 兼任有出向有転籍有 | 営業取引 | 運用受託報酬の受取 | 7,411,895 | 未収運用受託報酬 | 2,010,021 |
| | | | | | | | | 投資助言報酬の受取 | 115,327 | 未収投資助言報酬 | 10,324 |
| | | | | | | | | グループ通算に伴う支払 | 125,161 | その他未払金 | 125,161 |

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

**（１株当たり情報）**

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 746,525円79銭 | 763,569円98銭 |
| １株当たり当期純利益金額 | 97,948円4銭 | 112,478円19銭 |

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（自　2024年4月1日<br>至　2025年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2025年4月1日<br>至　2026年3月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益 | 10,622,269千円 | 12,198,034千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | － | － |
| 普通株式に係る当期純利益 | 10,622,269千円 | 12,198,034千円 |
| 期中平均株式数 | 108千株 | 108千株 |

**（重要な後発事象）**

該当事項はありません。

## ４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## ５【その他】

① 定款の変更等

該当事項はありません。

② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 追加型証券投資信託

# ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

# 約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

# 運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

## １．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## ２．運用方法

（１）投資対象

国内籍投資信託のフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）受益証券およびニッセイマネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

（２）投資態度

①　この投資信託は、配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

②　主として、フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）受益証券への投資を通じて、米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、ＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的な投資を行います。

③　フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）受益証券の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

④　実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への直接投資は行いません。

③　デリバティブの直接利用は行いません。

④　株式への直接投資は行いません。

## ３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託
# ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）
# 約　　款

**（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）**

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**（信託の目的および金額）**

第２条　委託者は、金50,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**（信託金の限度額）**

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2028年6月28日までとします。

**（受益権の取得申込の勧誘の種類）**

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

**（当初の受益者）**

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**（受益権の分割および再分割）**

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については50,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）**

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

**（受益権の設定にかかる受託者の通知）**

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

**（受益権の申込単位および価額等）**

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の場合の取得申込日または取得申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第34条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④ 第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金

額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

⑥　別に定める契約を結んだ受益者が、第34条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

**（受益権の譲渡にかかる記載または記録）**

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（受益権の譲渡の対抗要件）**

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

**（投資の対象とする資産の種類）**

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨建表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

**（運用の指図範囲等）**

第16条　委託者は、信託金を、主として次の第１号に掲げる投資信託の受益証券および第２号に掲げる親投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の第３号から第６号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨建表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家

専用）受益証券
２．ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるニッセイマネーマーケット マザーファンド受益証券
３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第５号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**（利害関係人等との取引等）**

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

**（運用の基本方針）**

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**（公社債の借入れ）**

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

**（信託業務の委託等）**

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

**（混蔵寄託）**

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関ま

たは第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

**（信託財産の登記等および記載等の留保等）**

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（有価証券売却等の指図）**

第23条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券および有価証券の売却等の指図ができます。

**（再投資の指図）**

第24条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**（資金の借入れ）**

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**（損益の帰属）**

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金の立替え）**

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎月29日から翌月28日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成25年7月29日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

**（信託財産に関する報告等）**

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

**（信託事務の諸費用および会計監査費用）**

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**（信託報酬等の総額および支弁の方法）**

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の116の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**（収益の分配方式）**

第32条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

**（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）**

第33条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）**

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

**（収益分配金および償還金の時効）**

第35条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**（一部解約）**

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日または一部解約請求申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約

の実行の請求の受付は行いません。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

**（質権口記載または記録の受益権の取扱い）**

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**（信託契約の解約）**

第38条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券であるフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用し

ません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）**

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**（信託約款の変更等）**

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみな

します。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

**（反対者の買取請求の不適用）**

第44条　この信託は、委託者が第36条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

**（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）**

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

**（運用状況にかかる情報の提供）**

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

**（信託期間の延長）**

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

**（公告）**

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当

該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 25 年 7 月 10 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　宇治原　潔

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　若林　辰雄

# 追加型証券投資信託

# ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

# 約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

# 運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

## １．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## ２．運用方法

（１）投資対象

国内籍投資信託のフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）受益証券およびニッセイマネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

（２）投資態度

①　この投資信託は、配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

②　主として、フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）受益証券への投資を通じて、米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、ＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的な投資を行います。

③　フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）受益証券の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

④　実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への直接投資は行いません。

③　デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④　株式への直接投資は行いません。

## ３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託
# ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）
# 約　　款

**（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）**

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**（信託の目的および金額）**

第２条　委託者は、金51,484,732円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**（信託金の限度額）**

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2044年6月28日までとします。

**（受益権の取得申込の勧誘の種類）**

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

**（当初の受益者）**

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**（受益権の分割および再分割）**

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については51,484,732口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）**

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

**（受益権の設定にかかる受託者の通知）**

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

**（受益権の申込単位および価額等）**

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の場合の取得申込日または取得申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第34条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④ 第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金

額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

⑥　別に定める契約を結んだ受益者が、第34条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

**（受益権の譲渡にかかる記載または記録）**

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（受益権の譲渡の対抗要件）**

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

**（投資の対象とする資産の種類）**

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨建表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

**（運用の指図範囲等）**

第16条　委託者は、信託金を、主として次の第１号に掲げる投資信託の受益証券および第２号に掲げる親投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の第３号から第６号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨建表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家

専用）受益証券
２．ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるニッセイマネーマーケット マザーファンド受益証券
３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第５号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**（利害関係人等との取引等）**

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

**（運用の基本方針）**

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**（公社債の借入れ）**

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

**（信託業務の委託等）**

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

**（混蔵寄託）**

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関ま

たは第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

**（信託財産の登記等および記載等の留保等）**

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（有価証券売却等の指図）**

第23条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券および有価証券の売却等の指図ができます。

**（再投資の指図）**

第24条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**（資金の借入れ）**

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**（損益の帰属）**

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金の立替え）**

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎年6月29日から12月28日までおよび12月29日から翌年6月28日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成25年12月30日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

**（信託財産に関する報告等）**

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

**（信託事務の諸費用および会計監査費用）**

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**（信託報酬等の総額および支弁の方法）**

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の116の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**（収益の分配方式）**

第32条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積

立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

**（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）**

第33条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）**

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

**（収益分配金および償還金の時効）**

第35条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**（一部解約）**

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日または一部解約請求申込日の翌営業日がニューヨーク証券

取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

**（質権口記載または記録の受益権の取扱い）**

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**（信託契約の解約）**

第38条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券であるフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約

にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

**（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

**（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）**

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**（信託約款の変更等）**

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益

者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

**（反対者の買取請求の不適用）**

第44条　この信託は、委託者が第36条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

**（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）**

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

**（運用状況にかかる情報の提供）**

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

**（信託期間の延長）**

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

**（公告）**

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**（信託約款に関する疑義の取扱い）**

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 25 年 7 月 10 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　宇治原　潔

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　若林　辰雄